

第7次秋田市行政改革大綱
(第3期・県都『あきた』改革プラン)

実施計画

令和2年3月改訂

秋田市

目 次

第7次秋田市行政改革大綱実施計画 取組一覧	1
I 公共サービスの改革	5
1 市民協働・官民連携の推進	5
(1) 市民協働・都市内地域分権の推進	5
(2) 官民連携手法の活用	13
2 公共施設マネジメントの推進	22
(1) 公共施設の総合的な管理	22
(2) 公共施設のあり方の見直し	24
3 市民満足度の向上	32
(1) 窓口や行政サービスの改善	32
(2) 市民の利便性の向上	40
II 財政運営の改革	43
1 財政基盤の確立	43
(1) 中・長期財政見通しに基づく財政運営の推進	43
(2) 特定目的基金の見直し	45
(3) 市出資団体の経営の健全化	47
2 歳入の確保	48
(1) 新規財源の開拓	48
(2) 適正な債権管理と未収金の解消	51
(3) 未利用資産の売却	53
(4) 基金の効率的な運用	54
3 歳出の見直し	55
(1) 繰出金の見直し	55
(2) 公共施設に係るコスト縮減	56
III 組織・執行体制の改革	60
1 組織体制の見直し	60
(1) 組織機構の見直し	60
(2) 職員数の適正管理	61
(3) 消防組織機構の見直し	62
2 執行体制の見直し	64
(1) 情報システムの最適化および効率化	64
(2) 職員の働き方の検証	68
(3) 事務の集約化	69
3 内部統制の推進と職員の資質向上	71
(1) 内部統制とコンプライアンスの推進	71
(2) 職員の資質向上	73

第7次秋田市行政改革大綱実施計画 取組一覧

【取組スケジュールに係る表記の凡例】

- ▶ 準備・手続
- 実施
- ▶ 継続実施

I 公共サービスの改革

I-1 市民協働・官民連携の推進

(1) 市民協働・都市内地域分権の推進	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①市民協働による避難所の運営	○	————▶			防災安全 対策課	5
②町内会等に対する支援策の実施				————▶	生活総務課	6
③市民協働の推進				————▶	中央市民SC	7
④都市内地域分権の推進				————▶	中央市民SC	9
⑤地域における自殺対策力の強化				————▶	健康管理課	10
⑥市民協働による生活道路の除排雪の推進				————▶	道路維持課	11
⑦地域が主体となる生活交通の導入	-----▶			○	交通政策課	12
(2) 官民連携手法の活用	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①PPP/PFI手法の活用推進				————▶	総務課	13
②文化施設（文化財）への指定管理者制度の導入	-----▶	-----▶	-----▶	○	文化振興課	14
③コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入	-----▶	-----▶	-----▶	○	生活総務課	15
④南浜地域活動支援センターのあり方の検討	○				障がい福祉 課	16
⑤公立保育所のあり方の検討	-----▶	-----▶	○	————▶	子ども育成 課	17
⑥学校給食調理場への民間委託の推進				————▶	学事課	18
⑦千秋公園への官民連携手法の活用検討	○	————▶			公園課	19
⑧下水道ポンプ場への官民連携手法の活用検討	-----▶	○	————▶		上下水道局 下水道施設 課	20
⑨仁井田浄水場への官民連携手法の活用検討	○	————▶			上下水道局 仁井田浄水 場更新準備 室	21

I-2 公共施設マネジメントの推進

(1) 公共施設の総合的な管理	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
① 公共施設等総合管理計画の改訂・推進				→	財産管理 活用課	22
② 個別施設計画の実施	○			→	財産管理 活用課ほか	23
(2) 公共施設のあり方の見直し	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
① 未利用施設の利活用と解体の検討・実施				→	財産管理 活用課	24
② 雄和糠塚地区民間資本活用施設用地の売却	-----	-----→	○		観光振興課	24
③ 河辺多目的総合センター・雄和山水荘の解体	○	○			産業企画課	25
④ 配水ポンプ施設の廃止	○			→	上下水道局 水道維持課	26
⑤ 秋田県流域下水道への接続による単独公共下水道の廃止				→	上下水道局 下水道整備課	27
⑥ 農業集落排水処理施設の廃止				→	上下水道局 下水道整備課	28
⑦ 金足地域センターのコミュニティセンター化	○				生活総務課	29
⑧ 老人いこいの家のあり方の検討	-----→	○		→	長寿福祉課	30
⑨ リフレッシュガーデンのあり方の検討	-----	-----	-----→	○	産業企画課	31
⑩ 勤労者体育センターのあり方の検討	-----	-----	-----→	○	産業企画課	31

I-3 市民満足度の向上

(1) 窓口や行政サービスの改善	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
① 入札・契約制度の改善	-----	-----	-----→	○	契約課	32
② 窓口業務のあり方の検討	-----	-----	-----→	○	市民課	34
③ 中小企業関係等申請窓口のあり方の検討	-----	-----	-----→	○	商工貿易 振興課	35
④ AEDの有効活用に向けた取組強化				→	消防本部 救急課	36
⑤ 防火対象物に対する査察体制の充実				→	消防本部 予防課	37
⑥ 介護施設等への119番出前講座実施				→	消防本部 指令課	38
⑦ 水道スマートメーター導入の検討	-----	-----	-----→	○	上下水道局 お客様セン ター	39
(2) 市民の利便性の向上	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
① マイナンバーカードの普及促進とマイナポータルやマイキー等の活用				→	情報統計課	40
② 電子申請サービスの拡充				→	情報統計課	41
③ オープンデータの推進				→	情報統計課	42

Ⅱ 財政運営の改革

Ⅱ－1 財政基盤の確立

(1) 中・長期財政見通しに基づく財政運営の推進	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①中・長期財政見通しの活用による財政運営の健全性の確保				→	財政課	43
②市債残高の抑制				→	財政課	44
(2) 特定目的基金の見直し	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①特定目的基金の見直し	○			→	財政課ほか	45
(3) 市出資団体の経営の健全化	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①市出資団体の経営の健全化				→	総務課ほか	47

Ⅱ－2 歳入の確保

(1) 新規財源の開拓	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①ガバメントクラウドファンディングの実施	→	○		→	人口減少・移住定住対策課	48
②新規財源の開拓				→	財政課	49
③ネーミングライツの導入	○				スポーツ振興課	50
(2) 適正な債権管理と未収金の解消	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①滞納整理の推進				→	特別滞納整理課	51
②市税等の収入率向上等	○			→	納税課ほか	52
(3) 未利用資産の売却	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①未利用資産の売却				→	財産管理活用課	53
(4) 基金の効率的な運用	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①基金の効率的な運用				→	会計課	54

Ⅱ－3 歳出の見直し

(1) 繰出金の見直し	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①繰出金の見直し				→	財政課	55
(2) 公共施設に係るコスト縮減	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①事前協議による公共工事のコスト縮減				→	工事検査室	56
②省エネ推進による公共施設におけるコスト縮減				→	環境総務課	57
③ごみ溶融炉でのバイオマスチップ(木質チップ)の採用	○			→	総合環境センター	58
④汚泥再生処理センターのし尿処理の低コスト化	→	→	○		総合環境センター	59

Ⅲ 組織・執行体制の改革

Ⅲ－１ 組織体制の見直し

(1) 組織機構の見直し	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①効果的かつ効率的な組織機構の構築				→	総務課	60
(2) 職員数の適正管理	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①職員数の適正管理				→	人事課	61
(3) 消防組織機構の見直し	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①消防団の組織体制の見直し				→	消防総務課	62
②消防力の適正配置				→	消防警防課	63

Ⅲ－２ 執行体制の見直し

(1) 情報システムの最適化および効率化	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①文書管理システムにおける電子化率の向上				→	文書法制課	64
②ICTに係る中期的計画の策定・実施	→	○		→	情報統計課	65
③情報システムの見直しおよび最適化	→	→	○		情報統計課	66
④印刷機器の適切な運用および管理によるコスト削減				→	情報統計課	67
(2) 職員の働き方の検証	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①職員の働き方の検証				→	人事課	68
(3) 事務の集約化	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①給与・福利厚生等総務事務の集約化	→	→	○		人事課	69
②駅東サービスセンターの日曜日・祝日休館	→	○			駅東サービスセンター	70
③図書館の庶務経理の集中管理	→	○			中央図書館 明德館	70

Ⅲ－３ 内部統制の推進と職員の資質向上

(1) 内部統制とコンプライアンスの推進	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①事務処理に関するリスク管理体制の強化				→	総務課	71
②内部統制に関する方針および体制の整備	→	→	○		総務課	72
(2) 職員の資質向上	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	担当	ページ
①業務改善運動の推進				→	総務課	73
②時代の変化や行政課題に対応できる人材の育成				→	人事課	74
③女性管理職の登用拡大				→	人事課	75

I 公共サービスの改革－1 市民協働・官民連携の推進

【取組スケジュールに係る表記の凡例】

----▶ 準備・手続

○ 実施


—▶ 継続実施

I 公共サービスの改革

1 市民協働・官民連携の推進

(1) 市民協働・都市内地域分権の推進

I-1-(1)-① 市民協働による避難所の運営		担当	防災安全対策課	
取組概要	大規模災害により、多数の避難所で長期の避難生活が強いられる状況となった場合には、行政の対応だけで管理・運営することは限界がある。そのため、市民が避難所運営の主体として活動するための運営方針を策定し、運営訓練の実施を通じて、災害時に市民協働による運営ができる体制を構築する。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
	○			▶
成果指標	①令和元年度(2019)に、市民協働による避難所運営マニュアルを策定する。		指標の現状	
	②令和4年度(2022)までに、市民協働による避難所運営訓練を実施する。		①避難所運営マニュアルの策定 令和元年度(2019)：完了 ②避難所運営訓練の実施 準備・手続	
年度別取組内容				
R1(2019)	▶ 「市民協働による避難所運営方針」策定 ▶ 「市民協働による避難所運営マニュアル」策定 【指標①の実績】避難所運営マニュアルの策定完了			
R2(2020)	▶ 避難所運営に関する情報提供・啓発 前年度に策定した運営方針とマニュアルを地域住民等に周知するとともに、地域防災訓練等の際にDVDや避難所運営シミュレーション等を活用し、避難所で起き得る状況の理解と適切な対応について情報提供や啓発を行う。			
R3(2021)	▶ 運営訓練の試行実施 訓練を試行的に実施し、改善点の洗い出し、マニュアルの検証・修正を行う。			
R4(2022)	▶ 運営訓練の本格実施 訓練を本格実施し、地域住民、自主防災組織、ボランティア等が主体となって避難所開設および運営を行う体制を構築する。なお、前倒しで本格実施できるよう取り組んでいくとともに、実施後も点検・改善を図り、全市的な取組に向け、次年度以降も継続して取り組む。 【指標②】避難所運営訓練の本格実施			

I-1-(1)-②	町内会等に対する支援策の実施			担当	生活総務課
取組概要	地域自治活動の基盤となる町内会・自治会組織への加入率が減少傾向にあることから、加入促進リーフレットを配布し、賃貸住宅世帯・転入世帯に対し、加入について啓発を図る。また、町内会長等の組織の担い手に対し、平成28年度(2016)に作成したガイドブックを活用し、育成・援助を行う。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022) 	
成果指標	町内会加入率について、平成29年度(2017)の水準を維持する。		指標の現状 平成29年度(2017) : 79.7% 平成30年度(2018) : 79.3% 令和元年度(2019) : 78.9%		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>➤ 町内会への加入促進 加入促進リーフレットを市の窓口や宅建協会等へ設置するとともに、町内会等への配布等により、町内会等への加入促進を図った。また、転入世帯が円滑に町内会へ加入できるよう、ホームページに新たに町内会問合せフォームを作成し、支援体制の充実を図った。</p> <p>➤ 町内会等への支援、担い手の育成 町内会長等の組織の担い手に対し、「町内会・自治会ガイドブック」を活用し、育成・援助を行った。</p> <p>➤ 優良事例の収集・周知 他都市における町内会・自治会活動に関する優良事例の収集・周知について対応を検討した。</p> <p>【指標の実績】 町内会加入率78.9%</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 町内会加入率 79.7%維持				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

I-1-(1)-③	市民協働の推進		担当	中央市民サービスセンター
取組概要	行政サービス ¹ の提供範囲での市民協働に加え、市民、NPO、企業、行政等の多様な主体が公共を支えるこれからの市民協働を推進する視点で、「つむぎすと講座」、「市民協働ミーティング」、「協働サポート交付金事業」を継続して実施するとともに、市民活動団体の運営体制強化に向けた支援拡充や、企業の社会貢献活動も含めた市民協働の実践を目指す。また、市民活動団体が、市民、NPO、企業、行政等の間にたって、コンサルテーションや情報提供などの支援、資源の仲介等を行う中間支援組織の機能を果たせるよう環境づくりを行う。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
成果指標	①令和4年度(2022)までに、13の部局を対象とした「協働サポート交付金事業」を実施する。 ②令和4年度(2022)までに、中間支援組織の導入を目指す。		指標の現状 ①協働サポート交付金事業実施 平成30年度(2018):5部局(子ども未来部、福祉保健部、環境部、教育委員会、選挙管理委員会) 令和元年度(2019):7部局(市民生活部、観光文化スポーツ部で新規実施) ②中間支援組織導入 検討	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>➤ つむぎすと講座の実践 市職員と市民が合同で市民協働の実践活動等を学ぶ講座を実施し、多様な主体との連携を促進する人材を育成・支援した。</p> <p>➤ 市民協働ミーティングの実践 「市民協働ミーティング2019 企業×市民活動＝あきたあい」を開催し、秋田市内で地域貢献に取り組む4名をゲストスピーカーに迎え、活動内容を紹介したほか、マッチングワークショップで参加者同士の意見交換を行うなど、多様な主体の交流を促し、新しい活動の創出や課題解決につながるようコーディネートを図った。</p> <p>➤ 協働サポート交付金事業の実践 行政とNPO等が協働して地域・社会課題に取り組む協働サポート交付金事業について、新たに4事業を実施した。</p> <p>➤ 市民活動団体への支援拡充 市民交流サロンの市民活動支援アドバイザーを1名増員し、資金調達や財政基盤の整備等を含め、市民活動全般に対する助言・支援を強化した。</p>			

	<p>➤ 中間支援組織の導入検討 中間支援組織の機能や設置運営方式について庁内で検討した。 【指標①の実績】協働サポート交付金事業を7部局で実施</p>
R2(2020)	<p>➤ つむぎすとキャリアアップ講座の実践 地域に入り、まちづくりの手法や支援スキルについて実践的に学ぶ講座を実施し、多様な主体との連携を促進する人材のさらなる育成・支援を図る。</p> <p>➤ 協働サポート交付金事業の実践、市民活動団体への支援</p> <p>➤ 中間支援組織の導入検討 類似機能を有する市民交流サロンに求める機能やあり方を整理するなど、導入方針の決定に向けた検討を継続する。 【指標①】協働サポート交付金事業実施部局9部局</p>
R3(2021)	<p>➤ つむぎすとキャリアアップ講座の実践、市民協働ミーティングの実践、協働サポート交付金事業の実践、市民活動団体への支援</p> <p>➤ 中間支援組織の導入方針の決定 前年度までの検討内容を踏まえ、導入方針を決定する。 【指標①】協働サポート交付金事業実施部局11部局</p>
R4(2022)	<p>➤ つむぎすとキャリアアップ講座の実践、市民協働ミーティングへの実践、協働サポート交付金事業の実践、市民活動団体への支援</p> <p>➤ 中間支援組織の導入に向けた準備 導入方針に基づき、中間支援組織の導入に向け準備・手続を進める。 【指標①】協働サポート交付金事業実施部局13部局 【指標②】中間支援組織の導入</p>

【市と市民の役割分担の関係図（行政サービスの提供範囲内）】

出典：秋田市市民協働指針



¹ 行政サービス—公共サービス—市民サービス

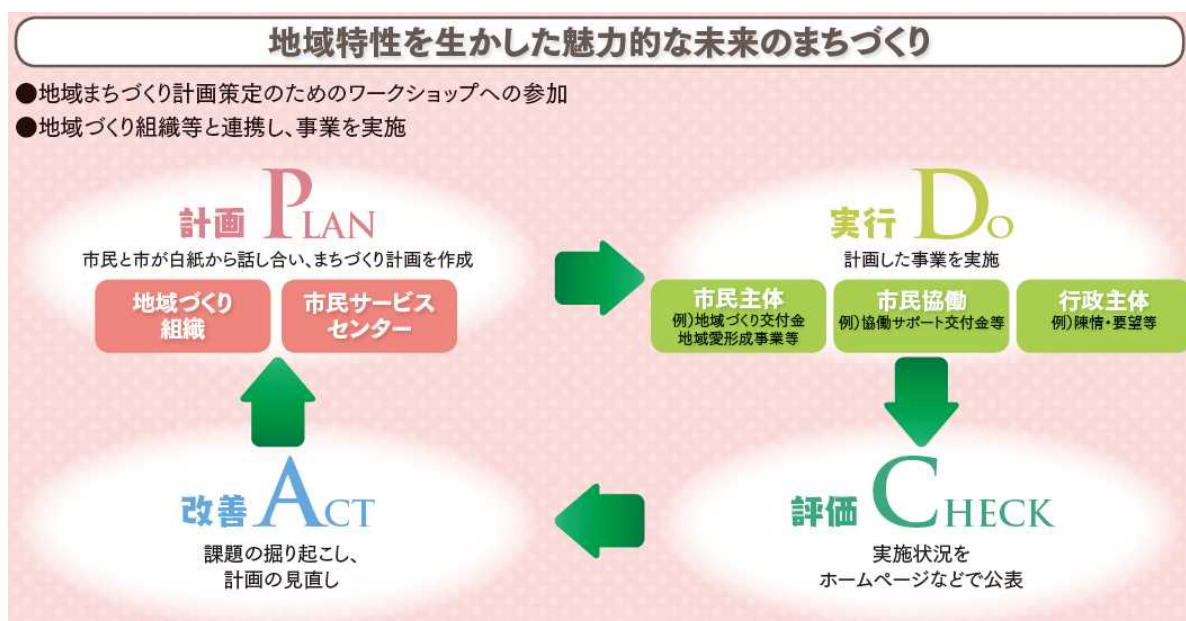
行政サービスとは、行政(市)が提供するサービスの総称のこと。

公共サービスとは、行政のみならず、NPO等を含む民間によっても提供される公共的なサービスの総称のこと。NPOとはNonProfit Organizationの略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のこと。

市民サービスとは、市民が受けるサービスの総称のこと。ここでは、地方自治法にある「住民福祉」を意味する。同法では、地方公共団体は住民福祉の増進を図ることを基本とすることが規定されている。

I-1-(1)-④	都市内地域分権の推進		担当	中央市民サービスセンター
取組概要	住民の自主的な地域自治活動の促進を強化するため、地域づくり組織を中心とした地域住民がワークショップ等の手法により白紙から一緒に考え、計画を立て、取り組む「地域まちづくり推進事業」をともに実践する。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
成果指標	令和4年度(2022)までに、地域住民は自ら主体的に、行政は側面的支援の充実を図りながら、全地域で「地域まちづくり推進事業」を実践する。		指標の現状 平成30年度(2018)：3か所の地域(東部・南部・中央)で事業開始 令和元年度(2019)：上記3地域で事業実施	
年度別取組内容				
R1(2019)	▶ 地域まちづくり推進事業の実施 3か所の地域(東部・南部・中央)で事業実施し、事業の実施にかかる情報について関係者間で共有を図り、必要な助言を行うなど、地域づくり組織と行政が連携しながら実践した。			
R2(2020)	▶ 地域まちづくり推進事業の実施・検証 先行して事業を実施している3地域(東部・南部・中央)の取組を検証し、他の4地域(北部・西部・河辺・雄和)での事業実施に向け準備する。			
R3(2021)	▶ 地域まちづくり推進事業実施地域の拡大に向けた準備・手続 4地域での事業実施に向け、準備・手続を進める。			
R4(2022)	▶ 地域まちづくり推進事業実施地域の拡大 4地域で事業を段階的に実施する。 【指標】7地域で地域まちづくり推進事業を実施			

【PDCAサイクルによるまちづくりの実施イメージ図】出典：秋田市市民協働指針



I-1-(1)-⑤	地域における自殺対策力の強化		担当	健康管理課
取組概要	地域との協働やネットワークを強化し、地域の実情に応じた各種事業を実施し、ゲートキーパー ² 、傾聴ボランティアなどの自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図る。			
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
成果指標	①令和4年度(2022)までに、自殺対策を支える人材育成に関する研修会の修了者数を延べ3,000人にする。 ②令和4年度(2022)までに、生きる力の強化に関連する相談事業数を40事業にする。		指標の現状 ①研修会修了者数 平成29年度(2017):725人 平成30年度(2018):984人 ②生きる力の強化に関連する相談事業数 平成29年度(2017):28事業 平成30年度(2018):28事業	
年度別取組内容				
R1 (2019)	<p>➤ 地域におけるネットワークの強化 民・学・官の連携による秋田市自殺対策ネットワーク会議を中心に、「秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」に基づく取組の推進や、相談機関等の関係機関がそれぞれの役割に応じた自殺対策を推進していく体制を強化した。また、秋田市自殺対策ネットワーク会議の中に、同計画の重点施策を進めるための検討部会を設置し、勤務・経営対策について検討したほか、自殺未遂者対策検討部会を開催した。</p> <p>➤ 自殺対策を支える人材育成 様々な悩みや生活上の困難を抱える市民に対して、早期に気づき、適切な支援へとつなぐ役割を担う人材を育成するため、保健、医療、福祉、教育等の関連機関に従事する方や一般市民に対して、こころのケア相談セミナーやゲートキーパーに関する研修会などを開催したほか、人材育成に取り組む民間団体を支援した。</p> <p style="text-align: center;">【指標①】 研修会修了者数750人 【指標②】 相談事業31事業</p>			
R2 (2020)	上記取組を継続する。 【指標①】 // 750人 【指標②】 // 34事業			
R3 (2021)	同上 【指標①】 // 750人 【指標②】 // 37事業			
R4 (2022)	同上 【指標①】 // 750人 (累計3,000人) 【指標②】 // 40事業			

² ゲートキーパー
 自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぎ、見守る等の適切な対応ができる人(命の門番)

I-1-(1)-⑥	市民協働による生活道路の除排雪の推進		担当	道路維持課
取組概要	地域住民等が自ら行う除排雪作業に対する支援策について、利用状況と他都市の状況を調査し、より利用しやすい制度となるように事務改善を進めるとともに、新たな支援策についても検討する。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
成果指標	①小型除雪機械の貸出し台数 ②個人所有の小型除雪機械への燃料支給団体 について、平成29年度(2017)実績以上を目指す。		指標の現状 ①小型除雪機械の貸出し台数 平成29年度(2017):15台 平成30年度(2018):17台 ②個人所有の小型除雪機械への燃料支給団体 平成29年度(2017):59団体 平成30年度(2018):60団体	
年度別取組内容				
R1(2019)	▶ 地域住民が行う除排雪に対する支援制度の利用促進 個人所有の小型除雪機械への燃料支給や地域住民用小規模堆雪場事業など、地域住民が自ら行う除排雪作業に対する支援制度のさらなる利用促進を図るため、発信回数を増やすなど、広報活動を充実させた。 ▶ 新たな支援策の検討 支援制度の利用状況と県内他都市の状況を調査し、新たな支援策について検討した。 【指標①】 15台以上 【指標②】 59団体以上			
R2(2020)	上記取組を継続する。			
R3(2021)	同上			
R4(2022)	同上			

【貸出し機械】



ハンドガイド式小型除雪機




歩行型ローダ

I-1-(1)-⑦	地域が主体となる生活交通の導入		担当	交通政策課
取組概要	<p>運転免許返納者の増加や、運転手不足によるバス路線の廃止等に伴い、新たな公共交通空白地域が生じてきている。一方、マイタウン・バス³においては、利用者の減少により、財政負担が増加し続けている。こうしたことから、地域が主体となって運行する制度とすることで「地域の交通を地域が守り育てる」意識の醸成を図る仕組みを持った、新たな移動手段を創設する。</p>			
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
成果指標	令和4年度(2022)までに、2地区で導入する。		<p>-----▶</p>	○
年度別取組内容				
R1 (2019)	<p>▶ 先進地事例の視察・調査 先進地（岐阜市）を視察し、事例調査を行った。</p> <p>▶ モデル地区の募集 広報あきたおよびホームページにおいて、新たな移動手段を試験的に導入する団体を募集したほか、バス運行等の要望がある団体に対し、事業説明を行った。</p>			
R2 (2020)	<p>▶ モデル地区の募集・決定、実証運行計画策定 引き続き、新たな移動手段を試験的に導入する団体を募集・決定し、実証運行に向けた事業計画を策定する。</p>			
R3 (2021)	<p>▶ 認可申請手続等、実証運行の実施 道路運送法にかかる認可申請等を行い、モデル地区1地区において実証運行を実施する。</p> <p>【指標】1地区導入</p>			
R4 (2022)	<p>▶ 実証運行の運行計画の検証、本格運行準備・実施 前年度の実証運行を検証し、課題整理、運行計画の見直し等を図り、持続可能な本格運行に向けた支援を行う。</p> <p>▶ 2地区目の団体を募集・決定、運行計画作成 【指標】1地区導入（累計2地区）</p>			

³ マイタウン・バス

秋田市の郊外部における路線バスの不採算路線の廃止代替交通として、地域住民の移動手段を確保するため、市が事業主体となって運行しているコミュニティバスのこと。

(2) 官民連携手法の活用

I-1-(2)-①	PPP/PFI手法の活用推進			担当	総務課
取組概要	「秋田市PPP/PFI ⁴ 手法の活用検討に関するガイドライン」に基づき、公共施設の整備等に当たり、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022) 	
成果指標	事業費(建設等)総額10億円以上又は単年度事業費(運営等)1億円以上の事業について、優先的検討を実施する。			指標の現状 継続実施	
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 優先的検討の実施 仁井田浄水場更新事業の採用手法について、PPP/PFI手法導入検討協議会で詳細な検討を行ったほか、下水道管きよおよび下水道ポンプ施設の官民連携手法について協議を行った。</p> <p>▶ 東北ブロックプラットフォームへの参加等 内閣府および国土交通省の主導により開催される産官学金の協議の場(東北ブロックプラットフォーム)でのPPP/PFI研修、他自治体のPPP/PFI事例およびサウンディング型市場調査に関する情報を庁内に周知し、ノウハウの習得と制度活用の推進を図った。</p> <p>【指標の実績】優先的検討の実施</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】優先的検討の実施				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

⁴ PPP/PFI

PPP (Public Private Partnership) とは、官民が連携して公共サービスの提供を行う手法で、この中にPFI、指定管理者制度、包括的業務委託、民設公営等が含まれる。PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用することにより、整備等に係るコストを縮減する手法のこと。 出典：内閣府

I-1-(2)-②	文化施設(文化財)への指定管理者制度の導入			担当	文化振興課
取組概要	国縣市指定文化財の保護と有効活用を両立できる指定管理手法について、令和元年度(2019)から修復整備を行う予定の旧松倉家住宅をモデルに実施する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
成果指標	令和4年度(2022)までに、国縣市指定文化財に対して初めてとなる指定管理者制度を導入する。			指標の現状 準備・手続	
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 指定管理業務内容の検討 旧松倉家住宅の活用に意欲を示している地域団体と、文化財の保護や活用等に関する意見交換を開催するとともに、文化財の有効活用を主題にプロポーザルで選定・実施した羽州街道歴史まつりの評価を行い、地域との連携・協働や観光振興等に資する業務内容、指定管理者の種別等を検討した。</p> <p>▶ 役割分担ルール of 整理 指定文化財に指定管理者制度を導入し、かつ、自主事業の開催など活用を図っている他団体の事例調査および条例等の収集を行い、文化財保護に係る市と指定管理者の役割分担のあり方等を検討した。</p>				
R2(2020)	▶ 指定管理可能団体の調査・絞り込み				
R3(2021)	▶ 指定管理の対象事業、業務内容等に関する詳細な方針を決定 ▶ 指定管理に伴う例規整備				
R4(2022)	▶ 指定管理者の公募・選定 【指標】旧松倉家住宅への指定管理者制度導入				

【旧松倉家住宅】



I 公共サービスの改革－1 市民協働・官民連携の推進


I-1-(2)-③	コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入			担当	生活総務課
取組概要	指定管理者制度未導入のコミュニティセンターについて、地域住民からなる団体と調整を図り、指定管理者制度を導入する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	-----	-----	-----▶	○	
成果指標	令和4年度(2022)までに、5館に指定管理者制度を導入する。 (外旭川、豊岩、上新城、金足、仁井田) ※岩見三内は連絡所併設のため導入予定なし		指標の現状 平成30年度(2018)～:29館中25館に導入済み		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 地域住民団体との調整・働きかけ</p> <p>上新城地区コミュニティセンターへの指定管理者制度導入のための前提条件を整理した。また、金足地区コミュニティセンターで令和3年4月の導入を目途に勉強会を開催していくことを確認した。また、仁井田地区コミュニティセンターにおいて令和2年6月の導入に向けて勉強会を開催した。</p>				
R2(2020)	<p>▶ 指定管理者制度の順次導入</p> <p>運営委員会への働きかけや勉強会の実施を継続し、地域の準備が整い次第、指定管理者制度を導入する。 仁井田地区コミュニティセンターに指定管理者制度を導入する。</p>				
R3(2021)	<p>▶ 指定管理者制度の順次導入</p> <p>金足地区コミュニティセンターに指定管理者制度を導入する。</p>				
R4(2022)	同上【指標】残り3館に指定管理者制度を導入				

I-1-(2)-④	南浜地域活動支援センターのあり方の検討			担当	障がい福祉課
取組概要	南浜地域活動支援センターの効率的な管理・運営方法について、指定管理者制度の導入も含めて検討する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	○				
成果指標	令和元年度(2019)に、施設の管理・運営方法を決定する。		指標の現状 令和元年度(2019)：現状の公設民営による事業実施および直営による施設管理・運営を継続することに決定した。		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>➤ 施設の管理・運営方法の決定</p> <p>地域活動支援センター事業の運営を受託しているNPO法人や、町内会、地区社会福祉協議会等からの意見聴取等に基づき、南浜地域活動支援センターのあり方については、以下のとおり決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神に障がいのある方を対象とした地域における通所施設としての必要性は高く、今後も、地域活動支援センター事業を継続実施していく必要がある。 ・施設の管理・運営方法については、土地・建物の譲渡や、指定管理者制度の導入を検討したが、地域活動支援センター事業の受託者であるNPO法人秋田けやき会を含め、受入れ団体が見込めないことから、現状の公設民営による事業実施および直営による施設管理・運営を継続する。 ・2階の交流スペースについては、精神障がい以外の当事者団体等からも利用の要望があったことから、引き続き、障がいの有無、種別等にかかわらず、交流を深める事ができる場としての活用を進める。 <p>【指標の実績】施設の管理・運営方法の決定</p>				

【令和元年度(2019)取組完了】

I 公共サービスの改革－1 市民協働・官民連携の推進

I-1-(2)-⑤	公立保育所のあり方の検討			担当	子ども育成課
取組概要	河辺・雄和地域の5保育所について、一部保育所で入所児童の減少が著しく、集団での活動を通じて社会性等を育む場である保育所の役割を果たせない懸念があるため、配置・運営形態の見直しに取り組む。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	-----▶		○	▶	
成果指標	令和元年度(2019)に、配置・運営形態の方針を決定する。		指標の現状		
			準備・手続		
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 配置・運営形態の方針の検討 昨年行った保護者説明会やアンケートを基に、統廃合や分園化等も含め、引き続き、あり方について検討した。				
R2(2020)	▶ 配置・運営形態の再検討 入所児童数の見込みを精査し、配置・運営形態を再検討する。				
R3(2021)	▶ 配置・運営形態の方針の決定 【指標】 配置・運営形態の方針の決定				
R4(2022)	▶ 配置・運営形態の方針に基づいた取組の推進 保護者や地域住民との協議を継続しながら、決定した方針に基づき、必要な取組を進める。				

I-1-(2)-⑥	学校給食調理場への民間委託の推進			担当	学事課
取組概要	平成29年度(2017)に策定した民間委託計画に基づき、給食調理業務の民間委託を段階的に実施するとともに、現計画が終了する令和3年度(2021)までに、新たな民間委託計画を策定する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022) 	
成果指標	<p>①令和3年度(2021)までに、現計画に基づき、民間委託を段階的に実施する。</p> <p>②令和4年度(2022)以降の民間委託実施に向け、令和3年度(2021)までに、新たな民間委託計画を策定する。</p>		<p>指標の現状</p> <p>①民間委託の実施 平成30年度(2018):共同調理場6か所、給食センター1か所で民間委託を実施 令和元年度(2019):共同調理場7か所、給食センター1か所で民間委託を実施</p> <p>②新たな民間委託計画策定準備・手続</p>		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>➤ 将軍野中学校・土崎中学校共同調理場調理業務の民間委託【指標①の実績】 共同調理場1か所を新たに民間委託</p>				
R2(2020)	<p>➤ 東小学校・上北手小学校共同調理場調理業務の民間委託</p> <p>➤ 新たな民間委託計画の策定</p> <p>安全安心な学校給食を持続的かつ安定的に提供していくため、現計画を改訂し、令和4年度以降を計画期間とする新たな民間委託計画を策定する。</p> <p>【指標①】 民間委託の段階的实施</p> <p>【指標②】 新たな民間委託計画の策定</p>				
R3(2021)	<p>➤ 現計画に基づき、給食調理業務の民間委託を段階的に実施</p> <p>【指標①】 民間委託の段階的实施</p>				
R4(2022)	<p>➤ 新たな民間委託計画に基づいた取組の推進</p>				

I-1-(2)-⑦	千秋公園への官民連携手法の活用検討			担当	公園課
取組概要	千秋公園での民間による飲食店等の収益施設整備（Park-PFI ⁵ 等）に向け、事業提案や公募条件整備に関するサウンディング型市場調査 ⁶ 等を実施することで、民間活力の導入について検討する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
成果指標	千秋公園再整備基本計画に基づき、民間活力の導入を検討するため、令和元年度(2019)に市場調査を実施する。			指標の現状 令和元年度(2019)：市場調査を実施した。	
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ サウンディング型市場調査の実施</p> <p>「千秋公園における民間活力の導入検討に向けた説明会」の参加者を対象に、民間活力導入に関する意見等の聴取を目的とした個別対話を実施した。（参加団体12団体）</p> <p>民間事業者を対象に、千秋公園の魅力向上につながる事業アイデアなどについて広く意見や提案を求めるサウンディング型市場調査を実施した。（参加団体2団体）</p> <p>▶ 先進地視察等</p> <p>Park-PFI制度活用の先進都市である盛岡市および仙台市への視察を行ったほか、国土交通省による地域プラットフォームサウンディングに出席し、他都市の公開型サウンディング調査を傍聴した。</p> <p>【指標の実績】市場調査の実施</p>				
R2(2020)	<p>▶ 民間活力の導入検討</p> <p>市場調査での意見等を踏まえ、公園整備等により千秋公園の魅力向上に努めるとともに、引き続き民間事業者の意見等を広く聴きながら、民間活力の導入を検討する。</p>				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

⁵ Park-PFI
平成29年(2017)の都市公園法改正により新設された、公募により公園内に収益施設を設置する者を決定し、園路などの周辺公園施設と一体的に整備することで、許可期間の延伸等の特例が受けられる、民間提案による収益還元型の公園施設事業運営制度である。

⁶ サウンディング型市場調査
事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法のこと。

I-1-(2)-⑧	下水道ポンプ場への官民連携手法の活用 検討			担当	上下水道局 (下水道施設課)
取組概要	市内10か所の下水道ポンプ場の維持管理業務における官民連携手法を検討する。				
取組 スケジュール	R1 (2019) -----▶	R2 (2020) ○	R3 (2021)	R4 (2022) ▶	
成果指標	令和4年度(2022)までに、官民連携手法を決定する。		指標の現状 準備・手続		
年度別取組内容					
R1 (2019)	<p>▶ 官民連携手法検討事前調査業務の実施 官民連携手法の検討・方針決定に向けた事前調査を行い、PPP/PFI手法における複数の事業計画案を策定の上、経済性、維持管理の確実性、各方面への影響、官民の役割およびリスク分担などを検討し、事業手法を絞り込んだ。</p>				
R2 (2020)	<p>▶ 官民連携手法の評価および基本方針の策定 「秋田市PPP/PFI手法の活用検討に関するガイドライン」に基づき、官民連携手法を導入した場合の費用総額と従来型手法による費用総額を比較し、庁内検討組織（秋田市PPP/PFI手法導入検討協議会）において導入の適否を評価、協議する。 【指標】官民連携手法の決定</p>				
R3 (2021)	<p>▶ 事業費の積算、事業者の公募準備 前年度までの検討の結果、導入することが適切と評価された場合は、民間事業者への要求水準等の検討を行った上で詳細な費用の積算を行い、公募の準備を進める。</p>				
R4 (2022)	<p>▶ 事業者の公募・選定、契約締結交渉 前年度までの検討の結果、導入することが適切と評価された場合は、事業者の公募・選定、契約締結交渉を行う。</p>				

I-1-(2)-⑨	仁井田浄水場への官民連携手法の活用検討			担当	上下水道局(仁井田浄水場更新準備室)
取組概要	仁井田浄水場の更新に当たり、DB ⁷ 、PFIなどの官民連携による事業方式を含め、費用総額、民間とのリスク分担等の観点から、事業手法を検討する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	○			→	
成果指標	官民連携導入可能性調査の結果を踏まえ、令和元年度(2019)に事業手法を決定する。		指標の現状 令和元年度(2019):事業手法をDB方式と従来方式の複合型に決定した。		
年度別取組内容					
R1(2019)	➤ 基本設計、事業手法の決定 基本設計を行ったほか、官民連携導入可能性調査の結果を踏まえた検討を重ね、事業手法を決定した。 【指標の実績】 事業手法をDB方式と従来方式の複合型に決定				
R2(2020)	【以下、DB方式分】 ➤ 実施方針・要求水準書・入札説明書の作成・公表、公告等 実施方針、要求水準書および入札説明書を作成・公表し、公告の手続等を進める。				
R3(2021)	➤ 提案募集・審査・契約締結 民間事業者からの提案を募集し、審査の上、事業契約を締結する。				
R4(2022)	➤ 実施設計等の実施 更新工事に向け、実施設計等を行う。				

【仁井田浄水場】



⁷ DB
Design Buildの略で、公共施設等の設計・建設を民間事業者に一括発注・性能発注する手法のこと。

2 公共施設マネジメントの推進

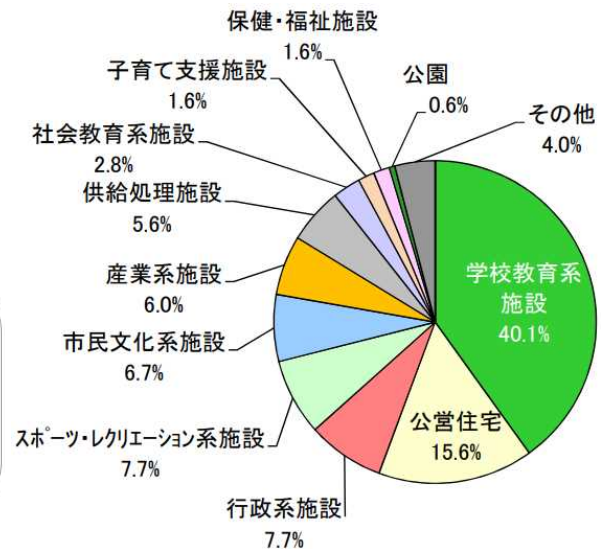
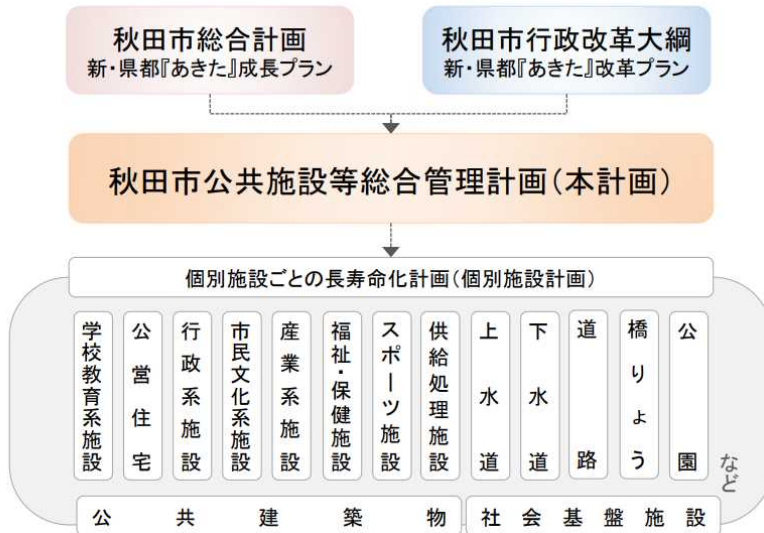
(1) 公共施設の総合的な管理

I-2-(1)-①	公共施設等総合管理計画の改訂・推進				担当	財産管理活用課
取組概要	総務省が示す公共施設等総合管理計画策定指針および本市の個別施設計画を踏まえ、平成28年度(2016)に策定した秋田市公共施設等総合管理計画を改訂するとともに、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進することで、市民ニーズへの適切な対応や将来負担の軽減を図る。					
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶	
成果指標	令和3年度(2021)までに、秋田市公共施設等総合管理計画を改訂する。			指標の現状		
				準備・手続		
年度別取組内容						
R1(2019)	▶ 中長期的な経費を分析 将来的な見直しを検討している施設について、今後の方向性を確認するとともに、今後必要となる更新・改修費用を把握した。					
R2(2020)	▶ 計画改訂に向けた調査 中長期的な経費の見直しにおける充当可能財源の分析や、国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえた施設の現状把握など、改訂に向けた調査を行う。					
R3(2021)	▶ 計画改訂 【指標】秋田市公共施設等総合管理計画の改訂					
R4(2022)	▶ 長寿命化・再配置の推進 秋田市公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化や施設の再配置などを推進する。					

【左図：公共施設等管理計画の位置づけ】

【右図：分類別延床面積割合(平成27年度(2015)末)】

出典：秋田市公共施設等総合管理計画



I 公共サービスの改革－2 公共施設マネジメントの推進

I-2-(1)-②	個別施設計画の実施		担当	財産管理活用課ほか計画所管課	
取組概要	施設保有量の見直しや再編などを進めるため、公共施設等総合管理計画に定めたマネジメント方針に従い、小・中学校や市営住宅をはじめとする各個別施設計画を着実に実施する。 ①市民サービスセンター ②コミュニティセンター ③地域センター ④その他集会施設 ⑤ホール等 ⑥スポーツ・レクリエーション・観光施設 ⑦博物館・図書館 ⑧保健・福祉系施設 ⑨保育所等 ⑩子育て支援系施設 ⑪学校教育系施設 ⑫公営住宅 ⑬産業系施設 ⑭供給処理施設 ⑮行政系施設 ⑯その他施設 ⑰道路・橋りょう ⑱公園 ⑲上水道 ⑳下水道				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	○			▶	
成果指標	個別施設計画に基づく事業を着実に実施する。		指標の現状		
			継続実施		
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 個別施設計画に基づく事業実施 全部局で策定が完了した個別施設計画については、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、事業を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行った。 【指標の実績】 個別施設計画に基づく事業実施				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 個別施設計画に基づく事業実施				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

(2) 公共施設のあり方の見直し

I-2-(2)-①		未利用施設の利活用と解体の検討・実施		担当	財産管理活用課
取組概要	市が保有する未利用施設の利活用の促進と、不用施設の解体整理を行う。また、利活用を促進するため、公募の周知方法等についても検討する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	→
成果指標	未利用施設の利活用又は解体を検討・実施する。		指標の現状		
			平成29年度(2017)～:未利用施設7棟(うち不用施設3棟)		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 未利用施設の利活用促進</p> <p>個別の未利用施設について、民間を含めた利活用を検討し、利活用希望がない場合には解体を検討した。今年度は、未利用となっている旧小学校の一部(旧種平小学校校舎)について、屋根を補修して利活用に備えたほか、旧森林総合利用施設を解体する方向で検討した。また、不用となった施設の財産管理処分の基本方針について、全庁統一的な基本ルールを整理し、庁内に周知した。</p> <p>【指標の実績】未利用施設7棟(うち不用施設3棟)</p>				
R2(2020)	<p>上記取組を継続する。</p> <p>【指標】未利用施設の利活用又は解体の検討・実施</p>				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

I-2-(2)-②		雄和糠塚地区民間資本活用施設用地の売却		担当	観光振興課
取組概要	現在の使用者と交渉を進め、同用地の用途を廃止し、売却する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	○
成果指標	令和3年度(2021)に土地売却を完了する。		指標の現状		
			準備・手続		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 現使用者との交渉</p> <p>現使用者に対して、取得意思および取得時期等を確認し、用地の売却に向けた協議を継続し、必要な準備・手続を進めた。</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。				
R3(2021)	<p>▶ 土地売却の完了</p> <p>【指標】土地売却完了</p>				

I 公共サービスの改革－2 公共施設マネジメントの推進

I-2-(2)-③	河辺多目的総合センター・雄和山水荘の解体			担当	産業企画課
取組概要	施設の廃止に向けた協議・手続を進めており、今後は解体処分する。				
取組 スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	○	○			
成果指標	①令和元年度(2019)に河辺多目的総合センターを解体する。 ②令和2年度(2020)に雄和山水荘を解体する。		指標の現状 ①河辺多目的総合センター 令和元年度(2019):解体完了 ②雄和山水荘 準備・手続		
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 河辺多目的総合センターの解体 河辺多目的総合センターについては、12月に解体工事が完了した。雄和山水荘については、令和2年度の解体に向け、予算要求等の準備・手続を進めた。 【指標の実績】河辺多目的総合センター解体				
R2(2020)	▶ 雄和山水荘の解体 【指標】雄和山水荘解体				

I-2-(2)-④	配水ポンプ施設の廃止		担当	上下水道局(水道維持課)
取組概要	配水管整備、水需要等の現状を踏まえ、ポンプ施設の廃止を行う。			
取組	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
スケジュール	○			▶
成果指標	令和4年度(2022)までに、3か所のポンプ施設を廃止する。		指標の現状	
			平成29年度(2017):27施設 平成30年度(2018):27施設 令和元年度(2019):26施設	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ 大平台ポンプ場廃止 大平台ポンプ場については、ポンプ休止状態で機能に支障の無いことを確認し、廃止した。</p> <p>▶ ポンプ場廃止の準備・手続 戸島ポンプ場廃止に向け、現場踏査、関係部署との協議、工事設計および工事発注を行い、減圧弁の設置や配水管等の整備を実施した。また、女米木ポンプ場の廃止を検討し、令和4年度に廃止する方針とした。</p> <p>【指標の実績】 1か所廃止（大平台ポンプ場）</p>			
R2(2020)	<p>▶ 戸島ポンプ場廃止 【指標】 1か所廃止</p>			
R3(2021)	<p>▶ 桜ポンプ場廃止 【指標】 1か所廃止</p>			
R4(2022)	<p>▶ 女米木ポンプ場廃止 ▶ 小山田、萱ヶ沢、下浜ポンプ場の廃止検討 【指標】 1か所廃止（累計4か所廃止）</p>			

I-2-(2)-⑤	秋田県流域下水道への接続による単独公共下水道の廃止			担当	上下水道局 (下水道整備課)
取組概要	人口減少下における下水道使用料の伸び悩みや施設の老朽化に伴う改築更新費の増大を踏まえ、秋田県流域下水道との連携により、八橋下水道終末処理場の汚水処理機能を秋田臨海処理センターへ移行、処理施設の廃止・縮小により維持管理費の削減を図る。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	令和4年度(2022)までに、2か所の単独公共下水道処理場を廃止する。		指標の現状 平成29年度(2017)：5 施設 平成30年度(2018)：5 施設 令和元年度(2019)：4 施設		
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 八橋下水道終末処理場の接続管渠工事等 八橋下水道終末処理場の接続管渠工事および場内改造工事を順次実施した。 ▶ 金足浄化センターの廃止 金足汚水中継ポンプ場の稼働に伴い、金足浄化センターを廃止した。 【指標の実績】 1か所廃止（金足浄化センター）				
R2(2020)	▶ 八橋下水道終末処理場の廃止 場内改造工事を完了させ、廃止に伴う機能調整を行う。 【指標】 1か所廃止（累計2か所廃止）				
R3(2021)	▶ 羽川浄化センターのポンプ場化に向けた実施設計				
R4(2022)	▶ 羽川浄化センターのポンプ場化に向けた工事実施				

【秋田県流域下水道への接続による単独公共下水道の廃止】



I-2-(2)-⑥	農業集落排水処理施設の廃止			担当	上下水道局 (下水道整備課)
取組概要	農業集落排水処理施設の老朽化状況・耐用年数等を考慮しながら、公共下水道への接続や隣接する処理施設との統廃合を行い、維持管理費の削減を図る。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022) 	
成果指標	令和4年度(2022)までに、7か所の農業集落排水処理施設を廃止する。			指標の現状 平成29年度(2017):21施設 平成30年度(2018):21施設 令和元年度(2019):20施設	
年度別取組内容					
R1(2019)	➤ 公共下水道事業計画区域への編入(笹岡、戸賀沢) ➤ 統合に向けた実施設計(石田坂、豊巻、小山) ➤ 統合工事の完了(砂子淵) ➤ 処理場廃止(飛沢) 【指標の実績】1か所廃止(飛沢)				
R2(2020)	➤ 公共下水道事業計画区域への編入(下新城南部、下新城北部) ➤ 実施設計(笹岡、戸賀沢) ➤ 管路接続工事(石田坂、豊巻、小山) ➤ 処理場廃止(砂子淵) 【指標】1か所廃止				
R3(2021)	➤ 公共下水道事業計画区域への編入(上新城) ➤ 実施設計(下新城南部、下新城北部) ➤ 管路接続工事(笹岡、戸賀沢) ➤ 処理場廃止(石田坂、豊巻、小山) 【指標】3か所廃止				
R4(2022)	➤ 公共下水道事業計画区域への編入(赤平、下三内) ➤ 実施設計(上新城) ➤ 管路接続工事(下新城南部、下新城北部) ➤ 処理場廃止(笹岡、戸賀沢) 【指標】2か所廃止(累計7か所廃止)				

I 公共サービスの改革－2 公共施設マネジメントの推進

I-2-(2)-⑦	金足地域センターのコミュニティセンター化	担当	生活総務課	
取組概要	住民ニーズに即した施設配置や運営を実現するため、金足地域センターに関する地域団体および地域住民と調整を進め、コミュニティセンターへ移行する。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
	○			
成果指標	令和元年度(2019)にコミュニティセンター化を実現する。		指標の現状 令和元年度(2019):コミュニティセンター化を実現した。	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>➤ 地域センターの廃止</p> <p>1月に金足地域センターを廃止し、金足地区コミュニティセンターの供用を開始した。</p> <p>【指標の実績】 コミュニティセンター化を実現</p>			

【令和元年度(2019)取組完了】

I-2-(2)-⑧	老人いこいの家のあり方の検討			担当	長寿福祉課
取組概要	市民サービスの維持および老朽化、耐震性の観点から、老人いこいの家の廃止を含めた今後のあり方について検討する。				
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
成果指標	令和元年度(2019)までに、施設の廃止を含めたあり方を決定する。			指標の現状 準備・手続	
年度別取組内容					
R1 (2019)	<p>➤ 廃止を含めたあり方の検討 令和2年度から同4年度までの3年間、指定管理を継続することとし、指定管理者を指定した。 八橋・飯島・大森山それぞれの施設で利用者との意見交換会を2回開催し、施設の廃止についての意見聴取を行った。 施設および附属設備の劣化の進行度・重要度を把握し、修繕や機器交換の必要性を判断することを目的に劣化度調査を実施し、応急措置が必要な施設はないことを確認した。</p>				
R2 (2020)	<p>➤ 八橋老人いこいの家のあり方の検討 引き続き、利用団体と個別に折衝を行い、年度を区切った廃止について、一定の理解を得る。</p> <p>➤ 飯島老人いこいの家のあり方の検討 新規設備投資（入浴設備）を実施しないことおよび年度を区切った廃止について、利用者から一定の理解を得る。</p> <p>➤ 大森山老人いこいの家のあり方の検討 避難所として指定されていることから、庁内の関係部局と協議を行い、合意形成を図った後、利用者・利用団体と折衝し、一定の理解を得る。</p> <p>【指標】施設の廃止を含めた最終的なあり方の決定</p>				
R3 (2021)	必要に応じて、利用者・利用団体との折衝や庁内の関係部局と協議を行う。				
R4 (2022)	同上				

I 公共サービスの改革－2 公共施設マネジメントの推進

I-2-(2)-⑨		リフレッシュガーデンのあり方の検討			担当	産業企画課	
取組概要	利用件数が減少傾向にあることから、施設の民間への譲渡や他用途での活用等も含め、今後のあり方について検討する。						
取組	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)			
スケジュール	-----	-----	-----▶	○			
成果指標	令和4年度(2022)までに、施設の廃止を含めたあり方を決定する。		指標の現状				
			準備・手続				
年度別取組内容							
R1(2019)	<p>▶ 施設の廃止を含めたあり方の検討</p> 委託事業者と協議を行いながら施設の修繕を計画的に行うとともに、アンケートの集計・分析を行い、施設の廃止、指定管理者制度への移行を含めたあり方の検討を行った。						
R2(2020)	<p>▶ 施設のあり方の検討</p> 効率的な管理・運営方法について、指定管理者制度の導入も含めて検討する。						
R3(2021)	同上						
R4(2022)	<p>▶ 施設のあり方の決定</p> 【指標】施設のあり方の決定						

I-2-(2)-⑩		勤労者体育センターのあり方の検討			担当	産業企画課	
取組概要	老朽化の進行と利用者の減少等の課題があるため、将来的な施設の存廃や移設改築等も含め、施設のあり方について検討する。						
取組	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)			
スケジュール	-----	-----	-----▶	○			
成果指標	令和4年度(2022)までに、施設の廃止を含めたあり方を決定する。		指標の現状				
			準備・手続				
年度別取組内容							
R1(2019)	<p>▶ 施設の廃止を含めたあり方の検討</p> 敷地が狭隘で十分な駐車スペースが確保できないことや利用者が減少していること等の課題もあることから、将来的な施設の存廃や移設改築、スポーツ施設としての位置づけ等も含め、今後の施設のあり方について広範に検討した。						
R2(2020)	上記取組を継続する。						
R3(2021)	同上						
R4(2022)	<p>▶ 施設の廃止を含めたあり方の決定</p> 【指標】施設の廃止を含めたあり方の決定						

3 市民満足度の向上

(1) 窓口や行政サービスの改善

I-3-(1)-①	入札・契約制度の改善		担当	契約課
取組概要	総合評価落札方式 ⁸ における施工計画型の適用工事を拡大する。また、工事に係る業務委託に総合評価落札方式を導入するとともに、最低制限価格制度の見直しを図る。さらに、プロポーザル方式の実施要領および当該方式の標準的な契約事項を作成する。			
取組 スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
	-----▶			○
成果指標	①令和元年度(2019)に、総合評価落札方式に施工計画型の適用基準を適用する。 ②令和4年度(2022)までに、工事に係る業務委託に総合評価落札方式を導入する。 ③令和元年度(2019)までに、工事に係る業務委託の最低制限価格の基準を引き上げる。 ④令和元年度(2019)に、プロポーザル方式の実施要領、契約事項の適用を開始する。		指標の現状 ①施工計画型の適用基準を適用 令和元年度(2019)：適用済み ②業務委託に総合評価落札方式を導入 準備・手続 ③最低制限価格の基準引上げ 令和元年度(2019)：引上げ済み ④プロポーザル方式の実施要領、契約事項の適用 令和元年度(2019)：適用済み	
年度別取組内容				
R1 (2019)	▶ 総合評価落札方式（簡易型）の見直し 設計額5,000万円以上の工事については、総合評価落札方式（簡易型）により落札者を決定しているが、建設業界の人手不足や災害対応などに伴い入札不調が多いことから、設計額を含め、簡易型の評価方式を見直した。 ▶ 総合評価落札方式（施工計画型）の適用基準を適用 総合評価落札方式実施要綱に施工計画型の適用を判断する基準を新たに盛り込み、事業担当課等に評価項目の設定を働きかけた。 ▶ 工事に係る業務委託の最低制限価格基準の引き上げ 測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の設定基準を、秋田県と同等の価格帯まで引き上げた。			

⁸ 総合評価落札方式

入札価格のほかに、価格以外の要素（地域貢献度や技術力等）も評価項目とした総合的な評価のもと、総合点数の最も高い者を落札者とする方式のこと。評価方式は、工事の規模や内容、技術的な工夫の余地等に応じて、簡易型か施工計画型のいずれかの方式を選択する。簡易型は、工事内容の施工の確実性を確保するため、企業の施工実績や配置予定技術者の能力、地元貢献度、労働環境等により評価を行う方式のこと。施工計画型は、工程や品質の管理、環境の維持や交通の確保等、施工上特に配慮を要する工事について、配慮事項に係る簡易な施工計画を求めて評価を行う方式のこと。

I 公共サービスの改革－3 市民満足度の向上

	<p>➤ 業務委託の評定制度および低入札価格調査制度の検討 測量・建設コンサルタント等業務請負契約を総合評価落札方式の対象とする方式の導入に向け、令和4年度(2022)までに成績評定および検査体制の整備を進めることとした。</p> <p>➤ プロポーザル方式の実施要領、契約事項を策定し、適用を開始 【指標①の実績】 総合評価落札方式に施工計画型の適用基準を適用 【指標③の実績】 工事に係る業務委託の最低制限価格の基準を引き上げ 【指標④の実績】 プロポーザル方式の実施要領、契約事項の適用を開始</p>
R2(2020)	➤ 工事に係る業務委託の成績評定等検査体制の検討
R3(2021)	➤ 工事に係る業務委託の評定精査
R4(2022)	<p>➤ 工事に係る業務委託の検査体制の確立 【指標②】 工事に係る業務委託の検査体制の確立</p>

I-3-(1)-②	窓口業務のあり方の検討			担当	市民課
取組概要	総合窓口支援システム、フロアマネジャー、番号発券機等を活用した総合窓口を平成28年(2016)に導入したが、2年を経過したため、その効果の検証を行う。国が行政サービスのアウトソーシングを推進していることから、窓口業務の今後の運用について民間委託等を含めたあり方を検討する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	-----▶			○	
成果指標	令和4年度(2022)までに、民間委託等を含めたあり方を決定する。		指標の現状		
			準備・手続		
年度別取組内容					
R1(2019)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総合窓口業務の検証 フロアマネジャーの配置についてテスト運用を行い、適切な配置になるよう見直した。 ▶ 先進事例の調査・研究、庁内意見集約 窓口業務の効率化に向け、AI⁹・RPA¹⁰等の新技術の活用について先進地視察を行った。 ▶ 庁内意見集約 窓口業務の民間委託の可否について各課へ照会を行った。また、新たに検討委員会を立ち上げ、民間委託等を含めたあり方を関係部局で横断的に検討する体制を整備し、必要な検討を行った。 				
R2(2020)	上記取組を継続する。 ▶ 窓口における電子申請サービスの検討				
R3(2021)	▶ 民間委託等を含めたあり方の検討 本市窓口業務について、民間委託等を含めた中長期的なあり方を検討する。				
R4(2022)	▶ 民間委託等を含めたあり方の決定 本市窓口業務について、民間委託等を含めた中長期的なあり方を決定する。 【指標】 民間委託等を含めたあり方の決定				

⁹ AI
Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。


¹⁰ RPA
Robotics Process Automation の略で、定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化する技術のこと。

I 公共サービスの改革－3 市民満足度の向上

I-3-(1)-③	中小企業関係等申請窓口のあり方の検討			担当	商工貿易振興課
取組概要	中小企業融資あっせんの申請者の利便性と行政サービスを向上するため、融資あっせん業務について、民間委託を検討する。				
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
	-----▶			○	
成果指標	令和4年度(2022)に民間委託を実施する。			指標の現状	
				準備・手続	
年度別取組内容					
R1 (2019)	<p>▶ 民間委託を含めたあり方の検討</p> <p>業務委託先予定者との協議を行ったほか、手続の簡素化に向け、申請様式や添付書類などについて秋田県信用保証協会と協議した。また、年度末に開催される金融機関との意見交換会で協議した。</p>				
R2 (2020)	上記取組を継続する。				
R3 (2021)	<p>▶ 民間委託を含めたあり方の決定</p> <p>決定したあり方に応じて、必要な準備・手続を進める。</p>				
R4 (2022)	<p>▶ 民間委託の実施</p> <p>【指標】 民間委託の実施</p>				

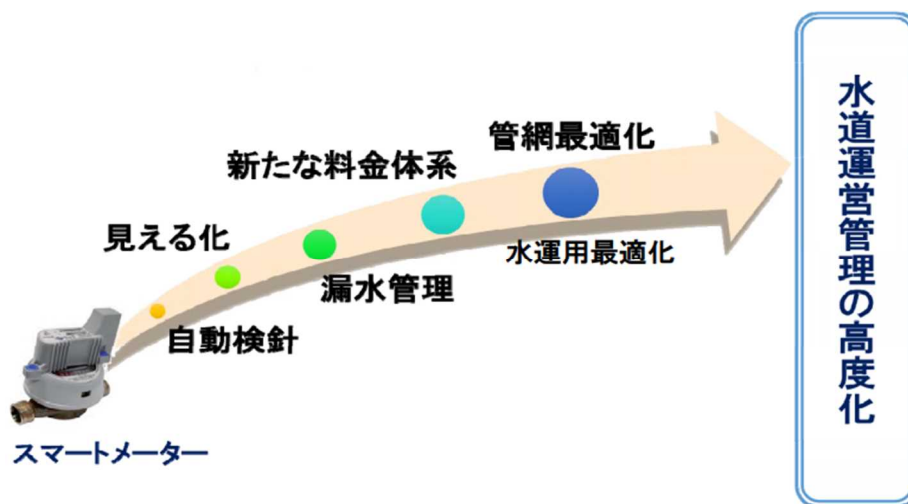
I-3-(1)-④	AEDの有効活用に向けた取組強化		担当	消防本部救急課
取組概要	AED操作を含めた救命講習会を開催するとともに、AED設置施設の職員や施設利用者に対する設置場所の認知度の向上と、未設置施設への設置促進を図る。また、イベント等開催時にAEDの貸出しを行うほか、要請を受けた場合は、多数の市民が集う会場へ救急救命士を派遣する。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
成果指標	公衆の場で心停止となった傷病者に対する市民のAED使用率を過去の実績以上に向上させる。		指標の現状 AED使用率25%（外傷によるものを除く。） ※平成26年(2014)から平成29年(2017)までの4年間の平均	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>➤ AED設置促進 市民が多く集まる施設（駅、空港、学校、スポーツ施設等）に対するAED設置促進を図るとともに、AED操作を含めた緊急時の救護体制を指導した。</p> <p>➤ AED貸出制度等の充実・周知 AEDの貸出事業を開始し、各種メディアを活用して広く市民に周知したところ、町内会やスポーツ大会、健康イベントの開催団体等から多数の貸出依頼があった。 秋田駅ぽぽろードにおいて、市民に対してAEDの設置箇所等に関する意識調査を実施し、AEDに係る制度の充実や効果的な周知方法の調査・研究に向けた基礎資料とした。</p> <p>➤ AED操作指導・救命講習会の充実 小中学生の心臓震盪やランニング中の心停止が発生していることから、学童や生徒、教職員、スポーツ少年団関係者に対する救命講習会やAED操作について指導を強化した。今年度は中学校における救命体制の強化を目的に、養護教諭を対象とした「応急手当普及員講習」を開催した。</p> <p>➤ 戦略的な救命体制の構築 イベント等開催時における心停止事例については、市民による偶発の自発的協力のみならず、準備された戦略的な救命体制により対応することを図った。また、要請によりイベント等へ救急救命士等を派遣した。</p> <p>【指標】市民のAED使用率25%以上</p>			
R2(2020)	上記取組を継続する。			
R3(2021)	同上			
R4(2022)	同上			

I-3-(1)-⑤	防火対象物に対する査察体制の充実			担当	消防本部予防課
取組概要	違反対象物の公表制度の開始に伴い、より適正な違反是正を行うため、予防技術資格者を各署に増員し、査察体制の充実強化を図る。				
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
成果指標	令和4年度(2022)までに、新たに16人が予防技術資格を取得する。			指標の現状 平成29年度(2017): 予防技術資格者数57人 ①防火査察専門員57人 ②消防用設備専門員17人(防火査察を兼ねる。) ③危険物専門員9人(防火査察を兼ねる。) 平成30年度(2018): 1人増員 ①防火査察専門員58人 ②消防用設備専門員17人(防火査察を兼ねる。) ②危険物専門員10人(防火査察を兼ねる。) 令和元年度(2019): 4人増員 ①防火査察専門員62人 ②消防用設備専門員17人(防火査察を兼ねる。) ②危険物専門員11人(防火査察を兼ねる。)	
年度別取組内容					
R1 (2019)	▶ 予防技術資格者の増員 予防技術資格者の危険物専門員を増員するため、各課署から4人を選定し、受検した。令和2年4月の合格発表後に認定し増員する。 【指標】既に資格を取得している4人を増員した。				
R2 (2020)	上記取組を継続する。 【指標】4人が資格取得(消防用設備・危険物専門員各2人)				
R3 (2021)	同上				
R4 (2022)	同上				

I-3-(1)-⑥	介護施設等への119番出前講座実施		担当	消防本部指令課
取組概要	高齢者ならびに高齢者施設の介護職員を対象に、職員が各施設等に出向き、模擬通報装置を使用した緊急通報要領と、応急手当を学ぶ体験型市民講座を行い、高齢者の安全安心の確保を図る。			
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022) 
成果指標	令和4年度(2022)までに、年度内の講座実施件数を50件にする。		指標の現状 平成29年度(2017):18件実施 (施設11, 学校3, 高齢者団体3, その他1) 平成30年度(2018):26件実施 (施設17, 学校1, 高齢者団体6, その他2)	
年度別取組内容				
R1 (2019)	▶ 119番出前講座の実施 本年度対象とする施設を抽出し受講案内を送付したほか、過去の受講施設や高齢者団体に再受講の案内を行ない、高齢者ならびに高齢者施設の介護職員を中心に講座を実施した。さらに、未受講団体に積極的なPRを行うとともに、各種イベント参加をとおして講座の広報を実施した。 【指標】 講座実施件数20件			
R2 (2020)	上記取組を継続する。 【指標】 // 30件			
R3 (2021)	同上 【指標】 // 40件			
R4 (2022)	同上 【指標】 // 50件			

I-3-(1)-⑦	水道スマートメーター¹¹導入の検討			担当	上下水道局 (お客様センター)
取組概要	自動検針や漏水の早期発見、水需要データの集積と応用活用のため、先進都市の導入事例の情報収集と併せ、スマートメーター本体価格を調査し、費用対効果を見極めながら導入時期・方法を検討する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	-----	-----	-----▶	○	
成果指標	令和4年度(2022)に試験導入の可否を決定する。			指標の現状	
				準備・手続	
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ A-Smartプロジェクトへの参加 水道スマートメーターの普及に向けて産学官で構成する協議会(A-Smartプロジェクト)に参加し、他都市の動向や実証実験結果、スマートメーターの本体価格・導入コスト等について調査し、情報収集を図った。				
R2(2020)	▶ 導入効果の検証および導入時期・方法の検討				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	▶ 試験導入の可否決定 【指標】試験導入の可否決定				

【水道スマート化のイメージ】 出典：公益財団法人水道技術研究センター



¹¹ 水道スマートメーター
無線通信を活用し、遠隔で検針できるデータ伝送装置が備えられた水道メーターで、指定された時間間隔でデータを記録・送信できる。

(2) 市民の利便性の向上

I-3-(2)-①	マイナンバーカードの普及促進とマイナポータルやマイキー等の活用			担当	情報統計課
取組概要	マイナンバーカードの申請サポートやPR等で普及促進を図るとともに、マイナポータル ¹² やマイキー ¹³ 等の活用に向け、庁内の推進体制を整えて取組を行う。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	令和4年度(2022)までに、マイナンバーカード交付枚数80,000枚を達成する。		指標の現状 平成30年度(2018)末: 累計交付枚数38,483枚 年間交付枚数5,964枚		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ カード申請サポート・出張受付実施 市役所市民課のほか、各市民サービスセンターなどで、マイナンバーカード申請に必要な写真の無料撮影を行うなど、申請サポートし、カードを取得しやすい環境を整備した。</p> <p>▶ カード普及促進 マイナンバー制度の要点を紹介する無料出前講座を地域で実施するとともに、ホームページ、広報あきた、地域情報紙および市民向けハンドブックなどを活用して普及促進を図った。</p> <p>▶ マイナポータルやマイキーを活用した取組の推進 マイナポータルやマイキー等の活用に向け、庁内の連携推進体制を整え、活用施策を検討したほか、マイナンバーカードを活用したマイナポイントの開始に向けた利用環境の整備を進めた。</p> <p style="text-align: center;">【指標】年間交付枚数11,000枚</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 〃				
R3(2021)	同上 【指標】 〃				
R4(2022)	同上 【指標】 〃 (累計交付枚数80,000枚)				

¹² マイナポータル
政府が運営するオンラインサービスのことで、子育てワンストップサービスの利用や、行政機関からのお知らせの確認などができる。

¹³ マイキー
マイナンバーカードに搭載されている民間活用可能な電子証明書とICチップの空き領域のこと。

I 公共サービスの改革－3 市民満足度の向上

I-3-(2)-②	電子申請サービスの拡充			担当	情報統計課
取組概要	各種手続の電子化を進めてきたところであり、引き続き、市民ニーズや他都市の状況を踏まえ、ガイドシステムの導入の検討など電子申請サービスの拡充を図る。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
成果指標	令和4年度(2022)の電子申請件数を3,000件以上にする。			指標の現状 平成29年度(2017):1,543件 平成30年度(2018):4,075件	
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 電子申請手続の掘り起こし 電子申請が可能と見込まれる手続に関して、業務担当課へのヒアリング等により情報収集したほか、手続の電子化に向けて担当課をサポートした。今年度は、産業廃棄物処理に関する計画書や報告書、合葬墓に関する申込み、町内会加入申込の手続を新たに電子化した。</p> <p>▶ ガイドシステムの導入 本庁舎の繁忙期における窓口の混雑緩和および来庁者の利便性向上を図るため、状況に応じた手続内容をスマートフォンやパソコンで案内するガイドシステムを導入することとし、3月に利用開始した。</p> <p>【指標】 年度内電子申請件数 1,600件</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 // 2,000件				
R3(2021)	同上 【指標】 // 2,400件				
R4(2022)	同上 【指標】 // 3,000件				

I-3-(2)-③	オープンデータの推進			担当	情報統計課
取組概要	市のホームページを通じて、平成30年(2018)7月から公開しているオープンデータ ¹⁴ (R2.1月時点で287件公開)について、市政の透明性・信頼性の確保や市民協働の取組を推進するため、随時、2次利用可能な形で提供していく。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
成果指標	令和4年度(2022)までに、オープンデータがアプリ開発などに2次利用された事例を4件とする。		指標の現状 平成30年度(2018)末:累計活用事例2件		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ オープンデータの掘り起こし・見直し</p> <p>オープンデータ化していないデータについて各課と調整を行い、新たに24件のデータをオープンデータとして公開した。</p> <p>また、Code for Akitaが、秋田市議会議員一般選挙のデータを活用して、選挙ポスター掲示場所一覧の位置(座標)データを新たに公開したほか、昨年に引き続き、竿燈まつりのデータを活用して、町内や団体の竿燈演技場所を検索できるWEBアプリの作成・公開を行った。</p> <p>【指標の実績】累計活用事例3件</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上【指標】累計活用事例4件				

出典：オープンデータ基本指針（内閣官房IT総合戦略本部）

オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータを指します。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの



¹⁴ オープンデータ

行政が保有するデータを加工・編集等が可能な形で公開し、営利・非営利を問わず、自由な利用を可能にすることにより、新たな価値を創造すること。

II 財政運営の改革

1 財政基盤の確立

(1) 中・長期財政見通しに基づく財政運営の推進

II-1-(1)-①	中・長期財政見通しの活用による財政運営の健全性の確保			担当	財政課
取組概要	当初予算をベースに、今後予定されている制度改正や大規模事業および公共施設等総合管理計画で想定される公共施設の改修に係る経費等を見込んだ中・長期財政見通しを毎年作成し、次年度以降の予算フレームとして活用する。				
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	▶
成果指標	主要2基金（財政調整基金 ¹⁵ および減債基金 ¹⁶ ）の残高について、毎年度一般会計予算規模の5%程度を維持する。		指標の現状 平成29年度(2017)：一般会計予算規模の8.8% 2基金残高11,039,534千円 予算規模 125,920,000千円 平成30年度(2018)：一般会計予算規模の7.5% 2基金残高9,546,045千円 予算規模127,730,000千円 令和元年度(2019)：一般会計予算規模の6.2% 2基金残高 8,321,652千円 予算規模 134,500,000千円		
年度別取組内容					
R1 (2019)	▶ 予算フレームへの反映 中・長期財政見通しを次年度以降の予算フレームとして活用し、将来にわたり安定的で持続可能な財政運営を確保した。 ▶ 中・長期財政見通しの見直しおよび公表 現行の税財政制度および社会保障制度によることを基本としつつ、今後予定されている制度改正等を可能な限り反映させた、中・長期財政見通しを作成・公表し、財政運営の健全性を確保するための指針として活用するとともに、市民に対する財政状況の情報提供手段の一つとした。 【指標の実績】 一般会計予算規模の6.2%				

¹⁵ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。

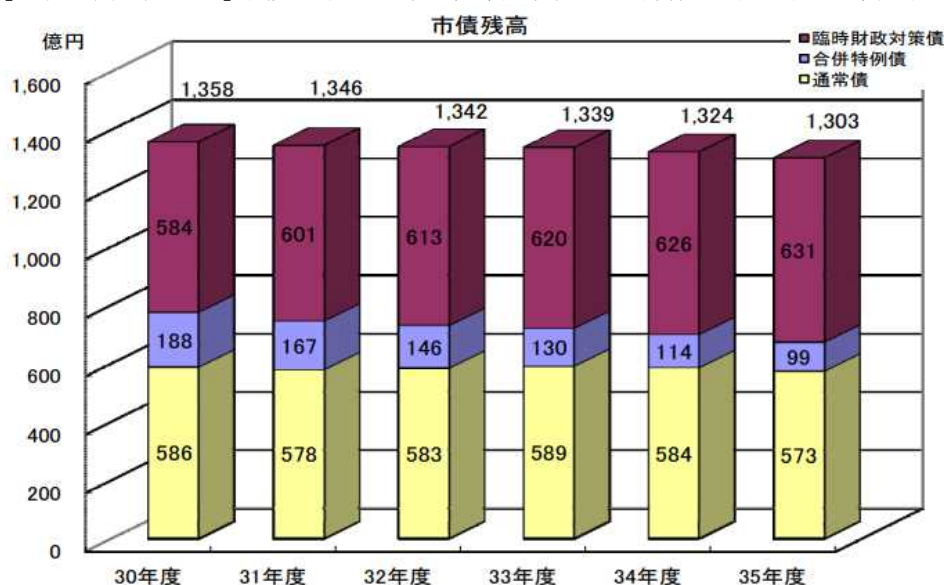
¹⁶ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のこと。

R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 主要 2 基金残高を一般会計予算規模の 5 %程度維持
R3(2021)	同上
R4(2022)	同上

Ⅱ-1-(1)-②	市債残高の抑制	担当	財政課
取組概要	事業に応じた償還期間の設定、繰上償還等の検討・実施、減債基金繰入金（合併特例債 ¹⁷ 分）の充当等により、市債残高を抑制する。		
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
成果指標	令和4年度(2022)末の市債残高を1,324億円以下に抑制する。		指標の現状 平成29年度(2017)末:1,382億円 平成30年度(2018)末:1,363億円
年度別取組内容			
R1(2019)	> 事業に応じた償還期間の設定 > 繰上償還等による利子の軽減 > 減債基金繰入金（合併特例債分）の充当 【指標】 市債残高1,346億円 ※令和元年度末市債残高1,346億円という指標に対し、国の補正予算や災害復旧対応等により、当初想定外の借入れがあったことから、元年度残高は30億円増となる1,376億円となる見込みである。		
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 // 1,342億円		
R3(2021)	同上【指標】 // 1,339億円		
R4(2022)	同上【指標】 // 1,324億円		

【市債残高の見通し】 出典：秋田市中・長期財政見通し(平成 31(2019)-40 年度(2028))



¹⁷ 合併特例債

市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などのために起債できる地方債のこと。合併後10か年（延長して最長15年）に限り、市町村建設計画に基づく事業の財源とすることができる。

(2) 特定目的基金の見直し

II-1-(2)-① 特定目的基金の見直し		担当	財政課ほか基金所管課	
取組概要	誰もが安心して利用できる公共交通の実現に向け、公共交通の活性化を図るため、公共交通活性化基金を設置するとともに、特定目的基金 ¹⁸ の残高や今後の事業計画の見込みなどを勘案し、設置目的に応じた必要額の確保等を図る。また、基金を活用した事業実施などが見込まれない特定目的基金については廃止する。			
特定目的基金名	平成31～R4年度の累計積立額	概要		
公共交通活性化基金	10億円	令和元年度(2019)に新設		
公共施設等整備基金	14億円	公共施設等の改修費等の積立		
公立大学法人支援基金	4億円	大学施設の修繕費等の積立		
美術作品等取得基金	3億円	美術作品等の取得費等の積立		
地域振興基金	一部を移管	地域振興基金の一部(家庭ごみ処理手数料相当分)を一般廃棄物処理施設整備基金へ移管		
一般廃棄物処理施設整備基金				
土地開発基金	—	令和元年度(2019)に廃止		
緑あふれるまちづくり基金	—	令和3年度(2021)に廃止		
文化振興基金	—	現状のとおり		
スポーツ振興基金	—	現状のとおり		
子ども福祉医療基金	—	現状のとおり		
取組	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
スケジュール	○			→
成果指標	令和4年度(2022)までに上記の積立等を実施する。		指標の現状	
			—	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ 公共交通活性化基金の新設(交通政策課) マイタウン・バスの新設路線や交通系ICカードの導入、地域が主体となる新たな生活交通など、新たな事業等に要する経費の一部に充てるため、公共交通の活性化に係る新たな基金を4月に設置した。今後10年間の財政需要を見通し、令和4年度(2022)までに累計で10億円を積み立てることとし、今年度は5億円を積み立てた。</p> <p>▶ 公共施設等整備基金の確保(財政課) 公共施設等総合管理計画において、公共施設等の更新に係る財政需要は今後増大すると見込まれていることから、改修等に要する経費の財源として活用するため、令和4年度(2022)までに累計で14億円を積み立てることとし、今年度は3億5千万円を積み立てた。</p>			

¹⁸特定目的基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金のこと。

	<p>➤ 公立大学法人支援基金の充実（企画調整課） 秋田公立美術大学の施設・設備の老朽化に対し、今後も継続的な教育環境整備が必要であることから、修繕費等の安定した財源確保のため、秋田公立美術大学の修繕計画に基づき、令和4年度(2022)までに累計で4億円を積み立てることとした。</p> <p>➤ 美術作品等取得基金の充実（千秋美術館） 美術作品等の収集方針に則り、体系的にコレクションを形成し、展示公開の機会の拡充を図るとともに、収蔵作品の修復費等に充てるため、令和4年度(2022)までに累計で3億円を積み立てることとした。</p> <p>➤ 土地開発基金の廃止（財産管理活用課） 土地開発基金について、平成27年度(2015)以降活用されておらず、今後、同基金を活用した公有地の先行取得の見込みもないことから、平成30年度(2018)に条例廃止の上、同基金を廃止(4月1日施行)し、令和元年度(2019)当初予算一般会計に残高5億円を繰り入れた。</p> <p>※毎年度の実際の積立額は、収支状況を踏まえて2月補正で判断する。</p> <p>【指標の実績】 土地開発基金の廃止</p>
R2(2020)	<p>➤ 上記の積立てを実施</p>
R3(2021)	<p>➤ 上記の積立てを実施</p> <p>➤ 緑あふれるまちづくり基金の廃止（財政課） 令和2年度(2020)までに全額を取り崩すことにより所期の目的を達成することから、条例廃止の上、同基金を廃止する。</p> <p>【指標】 緑あふれるまちづくり基金の廃止</p>
R4(2022)	<p>➤ 上記の積立てを実施</p> <p>➤ 地域振興基金の一部を一般廃棄物処理施設整備基金へ移管（財政課・環境都市推進課） 家庭ごみ処理手数料相当分の見える化に係る財源充当の整理を一元化するため、条例を見直し、地域振興基金の一部（家庭ごみ処理手数料相当分）を一般廃棄物処理施設整備基金へ移管する。</p> <p>【指標】 4基金に累計31億円を積立て</p>

(3) 市出資団体の経営の健全化

Ⅱ-1-(3)-①	市出資団体の経営の健全化		担当	総務課ほか市出資団体所管課
取組概要	市が出資する公社・第三セクターについて、それぞれの課題を把握し、経営の健全化に向けた具体策を順次実施する。 対象団体 ① (公財) 秋田市総合振興公社 (総務課) ② (一財) 秋田市勤労者福祉振興協会 (企業立地雇用課) ③ (公財) 秋田観光コンベンション協会 (観光振興課) ④ (一財) 秋田市駐車場公社 (都市総務課) ⑤ 河辺地域振興 (株) (観光振興課) ⑥ (株) 雄和振興公社 (観光振興課) ⑦ 太平山観光開発 (株) (建設総務課)			
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
成果指標	債務超過を解消する。		指標の現状 平成29年度(2017)決算:債務超過2団体 平成30年度(2018)決算:債務超過2団体	
年度別取組内容				
R1 (2019)	> 課題把握・経営健全化 前年度の財政状況、事業報告書を確認するとともに、各団体における課題を把握し、経営の健全化に向けた具体策の実施を促した。 【指標の実績】債務超過2団体において、債務超過額が減少			
R2 (2020)	上記取組を継続する。 【指標】債務超過の解消			
R3 (2021)	同上			
R4 (2022)	同上			

2 歳入の確保

(1) 新規財源の開拓

Ⅱ-2-(1)-①	ガバメントクラウドファンディングの実施			担当	人口減少・移住 定住対策課
取組概要	ふるさと納税に係る新たな取組として、実施事業を具体的に示して寄附を募るガバメントクラウドファンディング ¹⁹ の手法を導入し、新規財源の開拓を図る。				
取組 スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
	-----▶	○		▶	
成果指標	令和元年度(2019)から令和4年度(2022)までの4年間の寄附総額1,000万円を確保する。			指標の現状 準備・手続	
年度別取組内容					
R1 (2019)	ガバメントクラウドファンディングにより寄附を募り、「希少動物種(ユキヒョウ)保存事業」を実施することとしていたが、ユキヒョウ導入の目処が立っておらず、庁内調整や寄附募集期間などに要する期間等を踏まえ、令和2年度に実施することとした。				
R2 (2020)	▶ 実施事業の決定・寄附募集・PR 寄附者の共感・納得感が得られる事業を選定し、PR用ホームページを作成の上、寄附を募集する。 【指標】 寄附額450万円(2事業)				
R3 (2021)	同上 【指標】 寄附額300万円(2事業)				
R4 (2022)	同上 【指標】 // (寄附総額1,000万円確保)				

¹⁹ ガバメントクラウドファンディング
 地方自治体や政府が、インターネット上で実施事業やプロジェクトを具体的に示し、共感した人から寄附を募る仕組みのこと。

Ⅱ 財政運営の改革－２歳入の確保

Ⅱ-2-(1)-②		新規財源の開拓			担当	財政課
取組概要	<p>広告料や貸付料をはじめとした新規財源をさらに開拓するため、引き続き「新規財源検討連絡協議会」において検討を重ねながら、他都市の先進事例や民間の発想を取り入れるなど、新たな視点のもとで財源確保に向けた取組を進める。</p>					
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶	
成果指標	<p>広告料収入等の新規財源については平成29年度(2017)決算額である1億円程度、ふるさと納税については2億円を確保する。</p>		指標の現状			
			<p>平成29年度(2017)末: 広告料等の新規財源99,253千円、ふるさと納税145,759千円 平成30年度(2018)末: 広告料等の新規財源99,643千円、ふるさと納税123,100千円</p>			
年度別取組内容						
R1(2019)	<p>▶ 民間からの企画提案の募集、職員提案等の活用 民間からの広告等企画提案の募集を行うとともに、新たなアイデアを取り入れるため職員提案等の活用を図りながら、職員が自ら稼ぐという意識のもと、広告料、貸付料、ネーミングライツ²⁰の対象拡大、その他新規財源導入の可否について継続して検討を行った。今年度は、本庁舎内に自動証明写真機および冷菓自動販売機を設置し、新規財源(貸付料)を確保した。 【指標】 広告料等新規財源1億円程度、ふるさと納税2億円</p>					
R2(2020)	上記取組を継続する。					
R3(2021)	同上					
R4(2022)	同上					

²⁰ ネーミングライツ(命名権)

契約により施設等の名称に企業名又は商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等から対価を得て、施設等の運営維持などに充てる手法のこと。

Ⅱ-2-(1)-③	ネーミングライツの導入			担当	スポーツ振興課
取組概要	八橋陸上競技場に、夜間照明等整備事業の改修にあわせてネーミングライツを導入する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	○				
成果指標	令和元年度(2019)に八橋陸上競技場にネーミングライツを導入する。			指標の現状	
				令和元年度(2019)：八橋陸上競技場にネーミングライツを導入した。	
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 八橋陸上競技場にネーミングライツ導入 八橋陸上競技場にネーミングライツを導入し、株式会社ソユーと年間350万円、3年の長期契約を締結した。				

【令和元年度(2019)取組完了】

【八橋運動公園】※写真中央が陸上競技場



(2) 適正な債権管理と未収金の解消

II-2-(2)-①		滞納整理の推進		担当	特別滞納整理課
取組概要	市が所管する債権の管理について、適切かつ効率的な徴収につながる指導・助言および体制強化の側面支援を行うことにより、滞納整理の推進を図る。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	前年度を下回る収入未済額合計 (国・県支出金等を除く。)		指標の現状		
			平成29年度(2017)： 6,641,719千円(決算額) 平成30年度(2018)： 6,291,980千円(決算額)		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 債権管理に関する指導・助言体制の強化</p> 市税および公課のうち、滞納金額が高額であり、その徴収が困難なものについては、特別滞納整理課への移管を進めるとともに、それ以外のものについては、各課所室が着実に収入未済額の減少が図れるよう、指導・助言した。また、令和2年4月の改正民法への対応として、「秋田市債権管理事務の手引」改訂版の作成や弁護士による研修会を開催するなどし、当市の債権管理への影響を周知した。 <p>【指標】前年度を下回る収入未済額合計</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

Ⅱ-2-(2)-②	市税等の収入率向上等		担当	納税課ほか債権所管課
取組概要	税等の滞納を未然に防止するほか、納付指導や滞納処分により滞納整理の強化を図り、未収金の解消と収入率の向上を図る。			
	名称		H29年度 収入率	H30年度 収入率
	市税等（納税課）		98.8%	99.1%
	国民健康保険税（国保年金課）		88.9%	89.2%
	後期高齢者医療保険料（後期高齢医療課）		99.4%	99.4%
	生活保護費返還金（保護第一課・第二課）		78.4%	72.0%
	生活保護費徴収金（保護第一課・第二課）		7.0%	10.8%
	介護保険料（介護保険課）		98.5%	98.8%
	私立保育所保護者負担金（子ども育成課）		99.3%	99.2%
	公立保育所保護者負担金（子ども育成課）		98.4%	99.8%
	公営住宅使用料（住宅整備課）		96.6%	96.2%
	水道料金・下水道使用料等（お客様センター）		99.3%	99.4%
取組 スケジュール	R1(2019) ○	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022) →
成果指標	前年度を上回る収入率（現年度）		指標の現状 収入率は上記のとおり	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>➤ 滞納整理の強化 未納者個々の状況に応じたきめ細かい納入指導を継続するとともに、各債権の性質を踏まえ、より実効性のある滞納整理に取り組んだ。</p> <p>➤ 生活保護費徴収金に係る債権の発生防止 被保護者世帯の生活状況等の把握、収入の届出義務の周知徹底などにより生活保護費徴収金に係る新たな債権の発生防止に努めた。</p> <p>【指標】前年度を上回る収入率（現年度）</p>			
R2(2020)	上記取組を継続する。			
R3(2021)	同上			
R4(2022)	同上			

(3) 未利用資産の売却

II-2-(3)-①	未利用資産の売却			担当	財産管理活用課
取組概要	市が保有する遊休地などの未利用資産について、一般競争入札等により売却する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
成果指標	土地売却収入年25,000千円を目標額として目指す。 ①現有普通財産売却分 2,500千円 ②旧法定外公共物・道路残地等売却分 22,500千円		指標の現状 平成29年度(2017) 土地売却収入 107,620千円 ①普通財産売却分 88,493千円 ②旧法定外公共物・道路残地等売却分 19,127千円 平成30年度(2018) 土地売却収入 45,033千円 ①普通財産売却分 32,511千円 ②旧法定外公共物・道路残地等売却分 12,522千円		
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 一般競争入札による売却 未利用資産について、一般競争入札による売却を行い、歳入増を図った。また、秋田県内の遊休公共施設や土地を集約して公表している県ホームページ「あきた遊休公共施設等利活用ネットワーク」に秋田市の未利用資産を新たに掲載し、効果的な周知を図った。 【指標】土地売却収入年25,000千円				
R2(2020)	上記取組を継続する。				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

(4) 基金の効率的な運用

Ⅱ-2-(4)-①		基金の効率的な運用			担当	会計課
取組概要	本市の中・長期財政見通しにおいて、基金残高の減少が見込まれる状況にあることから、相殺枠超運用 ²¹ や長期債券による運用など、効率的な基金の運用を検討・実施し、運用収入を確保する。					
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶	
成果指標	効率的な基金運用の実施			指標の現状		
				運用収入 平成29年度(2017):10,821千円 平成30年度(2018):11,473千円		
年度別取組内容						
R1(2019)	<p>▶ 運用収入の確保</p> <p>支払準備金残高および市場金利の動向を注視し、保有中の長期債券による受取利息収入を確保した。</p> <p>【指標】 効率的な基金運用</p>					
R2(2020)	上記取組を継続する。					
R3(2021)	同上					
R4(2022)	同上					

²¹ 相殺枠超運用
金融機関ごとの市債借入額を超えて預入を行うこと。

3 歳出の見直し

(1) 繰出金の見直し

Ⅱ-3-(1)-①	繰出金²²の見直し			担当	財政課
取組概要	独立採算の原則に基づく基準外繰出しのあり方について検討を行い、地方独立行政法人に移行した市立秋田総合病院への運営費負担金等を見直しを行う。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
成果指標	基準外繰出しの縮減を図る。		指標の現状		
			継続実施		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 特別会計への繰出金の抑制 特別会計について、収入の確保や事業の効率化、経費の見直しを図ることで、繰出金の抑制を図った。</p> <p>▶ 企業会計への繰出金の精査 企業会計について、各会計の経営状況を見ながら、実態に即した繰出しを行い、基準外繰出しについては、その内容を十分精査した。</p> <p>▶ 市立秋田総合病院への運営費負担金・交付金の精査 市立秋田総合病院への運営費負担金・交付金について、経営状況を見ながら内容を十分精査し、令和2年度予算から救急医療、精神医療、結核医療については積算方法の見直しを行い、前年度決算の費用から収益を差し引いた原価計算方式を採用し、基準外繰出しを解消した。</p> <p>【指標】 基準外繰出しの縮減</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

²² 繰出金
一般会計と特別会計など、会計相互間において支出される経費のこと。

(2) 公共施設に係るコスト縮減

Ⅱ-3-(2)-①		事前協議による公共工事のコスト縮減		担当	工事検査室
取組概要	予算要求段階でのコスト縮減要綱に該当する事業を対象に、基本計画（原案）の内容や概算工事費等を確認する事前協議を行い、コスト縮減を推進する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	縮減項目を設計に反映させることにより、比較した縮減率を減らしていく。		指標の現状		
			平成30年度(2018)： 対象件数38件、縮減率3.1% 令和元年度(2019)： 対象件数22件、縮減率1.0% (縮減額/概算工事費総額)		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 事前協議の実施 事業担当課作成の基本計画（原案）と事業計画段階での検討事項シートを確認の上、概算工事費に基づく予算要求資料について協議し、コスト縮減の観点から指導・助言を行った。事業担当課は協議結果を踏まえ、予算要求資料等の見直しを行った。</p> <p>▶ コスト縮減項目の反映 事業担当課がコスト縮減に係るノウハウを蓄積し、コスト縮減項目を他の事業計画にも反映させることで、事業計画段階での概算工事費の精度が改善した。</p> <p style="text-align: center;">【指標の実績】 縮減率1.0%（対象件数22件）</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 // 2.5%				
R3(2021)	同上 【指標】 // 2.0%				
R4(2022)	同上 【指標】 // 1.5%				

Ⅱ 財政運営の改革－3 歳出の見直し

Ⅱ-3-(2)-②	省エネ推進による公共施設におけるコスト縮減			担当	環境総務課
取組概要	エネルギー集計システムを活用したエネルギー使用の量および料金の可視化と、専門技術者による省エネ支援の実施により、公共施設での省エネを推進する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	→
成果指標	①エネルギー使用料金 ②CO ₂ 排出量 について、年平均1%削減する。			指標の現状 ①エネルギー使用料金 平成29年度(2017):2,169,723千円 平成30年度(2018):2,294,720千円 ②CO ₂ 排出量 平成29年度(2017):65,757t-CO ₂ 平成30年度(2018):64,200t-CO ₂	
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ エネルギー管理 エネルギー情報等を収集管理しているスマートシティ情報統合管理基盤の適切な運用を通じ、エネルギー使用データ等の可視化・分析によるエネルギー管理を行い、省エネを推進するとともに、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図った。 ▶ 外部専門技術者による省エネ支援 外部専門技術者による効果的な技術的指導、助言およびフォローアップを実施し、省エネを推進した。				
R2(2020)	上記取組を継続する。 ▶ 省エネ診断に基づく設備改修の促進 これまでに実施してきた設備機器の運転調整や運用指導等のソフト面での対応に加え、さらなる省エネを図るため、今後は省エネ支援業務において提案された改修案に基づき庁内の設備機器の改修等のハード面での対応を庁内に働きかける。				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上 【指標①】 4年間でエネルギー使用料金を年平均1%削減 【指標②】 4年間でCO ₂ 排出量を年平均1%削減				

II-3-(2)-③	ごみ溶融炉でのバイオマスチップ (木質チップ)の採用			担当	総合環境センター
取組概要	溶融炉の1炉運転に木質のバイオマスチップを使用し、溶融炉の燃焼性を向上させることにより、ごみ処理の安定化、発電量増加等を図る。				
取組 スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	○			→	
成果指標	令和元年度(2019)に、バイオマスチップを採用し、発電量増による売電収入の増加を図る。(廃棄物発電会計)			指標の現状	
				平成29年度(2017): 売電収入266,985千円/年(2炉運転を含む) 1炉運転中のごみ1t当たりの 売電量114kWh/t	
年度別取組内容					
R1(2019)	▶バイオマスチップの採用 溶融炉の1炉運転にバイオマスチップを使用し、溶融炉の燃焼性を向上させることにより、ごみ処理の安定化、発電量増による売電収入の増加等を図った。 【指標】 売電収入の増加				
R2(2020)	同上				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

II 財政運営の改革－3 歳出の見直し

II-3-(2)-④	汚泥再生処理センターのし尿処理の 低コスト化		担当	総合環境センター
取組概要	汚泥再生処理センターでユニット型浄化装置を令和3年度(2021)から運用し、公共下水道への放流量を減少させることにより、下水道使用料の縮減を図る。			
取組 スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
	-----	-----▶	○	
成果指標	令和3年度(2021)に、平成29年度(2017)の下水道使用料比で25%減を目指す。		指標の現状	
			下水道使用料 平成29年度(2017):29,627千円 平成30年度(2018):29,017千円	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ ユニット型浄化装置導入に向けた検討</p> <p>汚泥脱水処理後の分離液の一部を浄化する装置について、汚泥再生処理センターで装置の実証試験を行い、装置の規模や下水道使用料の削減率等を検討したのち、次年度の工事实施に向けての予算要求や実施設計を行った。</p>			
R2(2020)	<p>▶ ユニット型浄化装置の設置工事</p>			
R3(2021)	<p>▶ ユニット型浄化装置の稼働・維持管理</p> <p>【指標】 下水道使用料22,220千円</p>			

Ⅲ 組織・執行体制の改革

1 組織体制の見直し

(1) 組織機構の見直し

Ⅲ-1-(1)-①	効果的かつ効率的な組織機構の構築		担当	総務課
取組概要	新・県都『あきた』成長プラン ²³ の施策体系に沿った組織機構のあり方を検討するとともに、新たな行政課題に対応できるよう組織機構の見直しを行う。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
成果指標	社会情勢の変化や行政課題に対応した効果的かつ効率的な組織機構を構築する。		指標の現状 継続実施	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ 組織機構のあり方検討・見直し</p> <p>全庁調査を実施し、組織的課題の解決に向けた組織機構のあり方の検討および見直しを行った。</p> <p>4月に、人口減少対策の一環として、シティプロモーションによる魅力発信やまちへの誇りと愛着の醸成に総合的に取り組み、移住定住を一層促進するため、企画財政部に人口減少・移住定住対策課を設置した。</p> <p>【指標の実績】効果的かつ効率的な組織機構の構築</p>			
R2(2020)	<p>上記取組を継続する。</p> <p>【指標】効果的かつ効率的な組織機構の構築</p>			
R3(2021)	同上			
R4(2022)	同上			

²³ 新・県都『あきた』成長プラン

本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、平成28年度(2016)から令和2年度(2020)までの5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示した第13次秋田市総合計画のこと。

Ⅲ 組織・執行体制の改革－ 1 組織体制の見直し

(2) 職員数の適正管理

Ⅲ-1-(2)-①	職員数の適正管理			担当	人事課
取組概要	市政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した定員管理を行う。 再任用職員をその経験や知識を活用できる部門に配置しながらも、 職員の年齢構成を考慮した新規採用を行う。				
取組 スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	職員数2,490人（再任用職員を除く。）を基本とする。			指標の現状	
				継続実施	
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 多様な人材確保および適材適所の職員配置 多様な人材を確保するため、職務経験者を対象とした職員採用試験 など複数の試験区分で採用試験を実施したほか、定年退職予定者の 再任用希望の確認等を行い、適材適所の職員配置を図った。 【指標の実績】職員数2,490人（再任用職員を除く。）を基本とした。				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】職員数2,490人（再任用職員を除く。）を基本とする。				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

(3) 消防組織機構の見直し

Ⅲ-1-(3)-①	消防団の組織体制の見直し			担当	消防総務課
取組概要	団員の確保が困難な地域の器具置場や班を統廃合して、拠点となる器具置場に人員を集約することで、将来にわたって消防団の組織を維持するとともに、教育訓練の充実と装備等を強化し、災害対応能力向上と活性化を図る。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	消防団組織再編計画に基づいて、地域の消防力として機能する団員数と資機材を備えた班組織に見直す。		指標の現状 平成31年(2019)4月：消防団169班 器具置場167か所		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 組織再編計画に基づく拠点集約</p> 消防団組織等検討委員会や方面隊幹部会議で各分団の意見を集約し、器具置場の統合や団員・資機材の集約が必要な班組織を洗い出した。今年度は、河辺第三分団岩見三内班の器具置場を改築し、岩見三内班、野崎班、台班の人員と車両を同施設に集約して分団の活動拠点とし、野崎班と台班の器具置場を廃止・解体した。また、配置車両を3台から2台に変更し、減じた1台を機動力が必要な分団に配置変更した。 <p>【指標】班組織の見直し</p>				
R2(2020)	<p>▶ 組織再編計画に基づく拠点集約</p> 金足地区コミュニティセンター付近に金足分団の拠点となる施設を整備し、周辺4か所の器具置場に配置している団員と車両、資機材を集約する。小泉班、高岡班、堀内班の器具置場を解体する。下新城分団岩城班と槻ノ木班を統合し、器具置場を移転する。岩城班と槻ノ木班の器具置場を解体する。河辺第二分団畑班を黒沼班と統合し、畑班の器具置場を解体する。				
R3(2021)	<p>▶ 組織再編計画に基づく拠点集約</p> 保戸野分団北ノ丸班を保戸野班と統合し、北ノ丸班の器具置場を解体する。 秋田旭分団旭北班を旭南班と統合し、旭北班の器具置場を解体する。				
R4(2022)	同上				

Ⅲ 組織・執行体制の改革－ 1 組織体制の見直し

Ⅲ-1-(3)-②	消防力の適正配置			担当	消防警防課
取組概要	平成30年度(2018)に実施した消防力適正配置調査の結果を受け、消防署所の統合や、消防車両の必要台数と適正な配置の検討を行い、組織の効率化とより効果的な災害対応力の充実に取り組む。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	消防力適正配置調査の結果を受け適正な配置を検討し、署所の統合に着手する。		指標の現状 平成29年度(2017)～:14署所		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 消防庁舎検討委員会による検討・方針決定 消防庁舎検討委員会において、消防署所の統合や規模を検討し、消防車両の必要台数と適正配置の方針を決定した。</p> <p>▶ パブリックコメント 消防庁舎検討委員会で決定した適正配置の方針について、パブリックコメントを実施して市民意見を反映させた。</p> <p>▶ 署所用地の選定 統合に伴う新たな署所用地として、災害に効果的に対応することができる最適な用地を選定し、用地の所有者と土地利用についての確認を行った。</p> <p>【指標の実績】 署所の統合に着手</p>				
R2(2020)	▶ 土地所有者との売買交渉、地域協議				
R3(2021)	<p>▶ 選定用地の取得</p> <p>▶ 各種業務委託</p> <p>▶ 建設基本計画、概算設計書および実施設計書の作成</p>				
R4(2022)	<p>▶ 各種申請事務</p> <p>▶ 工事契約の締結</p> <p>▶ 統合工事の着工</p>				

2 執行体制の見直し

(1) 情報システムの最適化および効率化

Ⅲ-2-(1)-①	文書管理システムにおける電子化率の向上			担当	文書法制課
取組概要	国は、更新履歴を厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を積極的に推進する方針であり、本市においても電子決裁等の割合（電子化率）を向上させることにより業務の効率化を図る。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	令和4年度(2022)までに、電子化率80%を目指す。		指標の現状 平成29年度(2017):59% 平成30年度(2018):61%		
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ ヒアリング・説明会等の実施 電子化率が50%未満の課所室に対し、ヒアリングによる現状把握を行い、電子化率を向上させる運用方法の提案を行った。また、新任文書取扱主任研修において、電子化率向上への協力を依頼した。 【指標】 電子化率65%				
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】 // 70%				
R3(2021)	同上【指標】 // 75%				
R4(2022)	同上【指標】 // 80%				

Ⅲ 組織・執行体制の改革－２ 執行体制の見直し

Ⅲ-2-(1)-②	ICTに係る中期的計画の策定・実施			担当	情報統計課
取組概要	官民データ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法が平成28年(2016)12月に施行され、市町村は、官民データ活用推進計画を作成することが努力義務として求められている。本市におけるICTの利活用に関する統一の方針として、新・県都『あきた』成長プランや国、県の計画と整合を図るとともに、官民データ活用推進基本法への対応もあわせて、情報化推進に関する中期的計画を策定・実施する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	-----▶	○		▶	
成果指標	令和2年度(2020)までに、計画を策定する。		指標の現状		
			準備・手続		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 計画骨子の確定</p> <p>本市の総合計画や行政改革大綱との関係性を整理し、新たに策定するICTに係る中期的計画を、市町村の策定が努力義務となっている市町村官民データ活用推進計画として位置付けることとした。また、同計画の策定体制の検討を行うとともに、同計画の骨子を確定した。</p>				
R2(2020)	<p>▶ ICTに係る中期的計画の策定</p> <p>【指標】計画策定</p>				
R3(2021)	▶ 計画に基づく情報化施策の実施				
R4(2022)	同上				

Ⅲ-2-(1)-③		情報システムの見直しおよび最適化			担当	情報統計課
取組概要	住民記録や税などの業務に利用している汎用機システム ²⁴ について、将来のクラウド化 ²⁵ を見据え、令和3年(2021)10月の次期更新時において、本市独自開発の現行システムから、業者が提供するパッケージ製品 ²⁶ によるオープンシステム ²⁷ に移行し、情報システムの最適化を図る。					
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)		
	-----	-----▶	○			
成果指標	令和3年度(2021)に新システムを稼働させる。			指標の現状		
				準備・手続		
年度別取組内容						
R1(2019)	▶ 新システムの要件定義・設計・開発等 前年度にプロポーザルで選定した新システム導入業者と4月に契約締結し、庁内関係課所室および導入業者によるプロジェクトキックオフ会議を6月に開催した。新システムの構築に向け、要件定義、基本設計、運用設計など一連の作業を実施したほか、月次で全体会議を開催し、進捗状況などの情報共有を図った。					
R2(2020)	▶ 新システムの開発					
R3(2021)	▶ 移行作業・本稼働 新システムへの移行作業を実施し、10月から新システムを稼働させる。 【指標】新システム稼働					
R4(2022)	▶ 運用・保守					

²⁴ 汎用機システム

メーカー独自仕様の製品で構成される大型汎用コンピュータを利用したシステム。本市では、住民記録や税務などの業務に利用している。

²⁵ クラウド化

情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンター等において管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組のこと。


²⁶ パッケージ製品

既製品として業者が提供するソフトウェア製品。


²⁷ オープンシステム

仕様が公開された製品で構成されるシステム。

Ⅲ 組織・執行体制の改革－２ 執行体制の見直し

Ⅲ-2-(1)-④	印刷機器の適切な運用および管理によるコスト削減			担当	情報統計課
取組概要	印刷コスト削減に資する取組の励行とプリンタの適切な管理による修繕費の低減により、印刷コストの削減を図る。				
取組スケジュール	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022) 	
成果指標	①平成30年度(2018)総印刷枚数に対して、令和4年度(2022)総印刷枚数を15%以上削減する。 ②平成30年度(2018)配布プリンタ総修繕費に対して、令和4年度(2022)配布プリンタ総修繕費を10%以上低減する。		指標の現状 ①総印刷枚数(本庁舎内にある認証印刷対象の複写機およびプリンタ全ての総印刷枚数) 平成29年度(2017):16,388,994枚 平成30年度(2018):16,067,724枚 ②総修繕費(配布プリンタ) 平成29年度(2017):3,690千円 平成30年度(2018):2,684千円		
年度別取組内容					
R1 (2019)	▶ 印刷コスト削減に資する取組の推進 各課所室の前年度取組状況を全庁へフィードバックし、印刷コスト削減に資する取組のさらなる推進を依頼した。 ▶ プリンタの更新 本庁および出先のリース期限切れプリンタ計86台を更新した。 【指標①】 平成30年度(2018)比総印刷枚数8%減 【指標②】 平成30年度(2018)比総修繕費5%減				
R2 (2020)	上記取組を継続する。 【指標①】 // 11%減 【指標②】 // 7%減				
R3 (2021)	同上 【指標①】 // 13%減 【指標②】 // 9%減				
R4 (2022)	同上 【指標①】 // 15%減 【指標②】 // 10%減				

(2) 職員の働き方の検証

Ⅲ-2-(2)-① 職員の働き方の検証		担当	人事課
取組概要	柔軟で多様な働き方を推進することにより、職員一人ひとりがいきいきと働くことができる環境をつくり、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図る。		
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021) R4(2022) 
成果指標	①令和3年度(2021)までに、育児・介護中職員の時差出勤を実施 ②前年度を下回る時間外勤務時間	指標の現状	
		①育児・介護中職員時差出勤 令和元年度(2019):試行実施 ②職員1人当たりの時間外勤務時間 平成29年度(2017):7.2時間/月 平成30年度(2018):6.8時間/月	
年度別取組内容			
R1(2019)	<p>➤ 育児・介護中職員の時差出勤の試験実施 育児・介護中職員を対象とした時差出勤を試験的に実施し、効果検証と課題把握を行った。</p> <p>➤ 多様な働き方の検証 職員意識調査等を実施し、育児・介護休暇中職員が庁内情報を共有できる仕組みや、地域貢献活動促進のための副業従事の見直し、管理職による時間外勤務状況の把握と縮減に向けたマネジメントなど、多様な働き方を検証した。</p> <p>➤ 時間外勤務時間の縮減 前年度の時間外勤務時間を下回るよう、ノー残業デーの徹底、業務量に配慮した人事異動等を行った。また、適正な時間外勤務管理のため、条例上の上限である月45時間を超える時間外勤務が見込まれる業務について、各課所室からの申請に基づきヒアリング等を実施して状況を把握した。</p> <p>【指標①の実績】 育児・介護中職員の時差出勤を試行実施 【指標②】 前年度を下回る時間外勤務時間</p>		
R2(2020)	上記取組を継続する。		
R3(2021)	同上 ➤ 育児・介護中職員の時差出勤の本格実施 育児・介護中職員の時差出勤を本格実施するとともに、育児・介護以外の理由による時差出勤についても対象拡大を検討する。 【指標①】 育児・介護中職員の時差出勤を実施		
R4(2022)	➤ 新たな働き方の導入 多様な働き方の検証結果に応じて、各取組を実施する。		

(3) 事務の集約化

Ⅲ-2-(3)-①	給与・福利厚生等総務事務の集約化			担当	人事課
取組概要	効率的な事務処理体制の構築に向け、人事課および各課で行う給与・福利厚生等の総務事務を集約する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	-----	-----▶	○		
成果指標	令和3年度(2021)までに、総務事務を集約する。		指標の現状		
			準備・手続		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 事務処理フロー・業務量等の調査</p> <p>給与・福利厚生等の現行の事務処理フローと業務量等の調査を実施した。</p>				
R2(2020)	<p>▶ 新たな事務処理フローの策定等</p> <p>集約化の実現可能性や費用対効果の検討を踏まえ、集約化する業務範囲を決定し、新たな事務処理フローを策定する。また、規則等の改正など必要な手続を進める。</p>				
R3(2021)	<p>▶ 総務事務の集約・運用</p> <p>運営体制等を検討の上、総務事務の集約・運用を目指す。</p> <p>【指標】 総務事務の集約</p>				

Ⅲ-2-(3)-②	駅東サービスセンターの日曜日・祝日休館	担当	駅東サービスセンター	
取組概要	市税等のコンビニ納付と証明書のコンビニ交付導入に伴い、当センターの休日取扱業務のほとんどがコンビニで対応できるため日曜日・祝日を休館にする。（土曜日の開館は継続）			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
	-----▶	○		
成果指標	令和2年度(2020)までに、日曜日・祝日を休館にする。		指標の現状	
			休日(土曜日・日曜日・祝日)も開館	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ 証明書等のコンビニ交付の周知・利用促進</p> <p>市民課等と連携してマイナンバーカードの普及に努め、コンビニ交付の周知・利用促進を図った。</p>			
R2(2020)	<p>▶ 条例の施行規則改正</p> <p>休館日等の変更のため、条例の施行規則を改正する。</p> <p>▶ 日曜・祝日休館の実施</p> <p>10月から日曜・祝日休館を実施する。実施に当たっては、広報あきた、ホームページ等で周知し、円滑な移行を図る。</p> <p>【指標】 日曜・祝日休館</p>			

Ⅲ-2-(3)-③	図書館の庶務経理の集中管理	担当	中央図書館明德館	
取組概要	図書館の庶務経理を中央図書館明德館で集中管理し、業務の効率化を図る。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
	-----▶	○		
成果指標	令和2年度(2020)までに、集中管理を実施する。		指標の現状	
			準備・手続	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ 集中管理方法と対象業務の決定</p> <p>秋田市立図書館庶務経理事務の集中管理に関する検討会議を設置し、現行の庶務経理業務を体系別に整理して集中管理の可否や見直しの必要性などを協議した。また、図書館庶務経理の集中管理対象事務を選定し、これを基に、関係課所室と調整を図り、集中管理業務を決定した。</p>			
R2(2020)	<p>▶ 集中管理実施</p> <p>土崎、新屋、雄和図書館の庶務経理の集中管理対象事務について、中央図書館明德館で執行し、業務の効率化を図る。</p> <p>【指標】 集中管理の実施</p>			

3 内部統制の推進と職員の資質向上

(1) 内部統制とコンプライアンスの推進

Ⅲ-3-(1)-①	事務処理に関するリスク管理体制の強化		担当	総務課
取組概要	事務処理に関するリスクを未然に防止するために構築したリスク管理体制のもと、職員のリスク管理意識やコンプライアンス意識を一層向上させるとともに、より効果的なリスク管理の取組や情報共有のあり方を検討し、リスク管理体制の強化を図る。			
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
成果指標	全庁一斉の業務マニュアル点検への職員の参加割合90%以上		指標の現状 平成30年度(2018):62% 令和元年度(2019):82%	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ リスク管理体制の強化 全庁一斉の業務マニュアルの点検を実施するとともに、その取組状況を各部局の統括リスクマネージャーおよび総務部総務課が評価し、リスク管理体制の強化を図った。</p> <p>▶ コンプライアンス意識の向上 統括リスクマネージャー会議等により、リスク管理の取組や不適正な事務処理の再発防止案などについて情報共有を図るとともに、コンプライアンス強化期間の設定により、各職場でのコンプライアンス意識の向上および業務体制、チェック体制、マニュアル等の点検を行った。</p> <p>【指標の実績】業務マニュアル点検への職員の参加割合82%</p>			
R2(2020)	上記取組を継続する。 【指標】業務マニュアル点検への職員の参加割合90%			
R3(2021)	同上			
R4(2022)	同上			

Ⅲ-3-(1)-②	内部統制に関する方針および体制の整備			担当	総務課
取組概要	地方自治法の改正（令和2年(2020)4月施行）に伴い、「市長は、内部統制 ²⁸ に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない」となったことを受け、現行の「今後の内部統制に関する取組方針」を見直し、新たな方針と体制を整備する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	
	-----	----->	○		
成果指標	令和3年度(2021)までに、改正地方自治法に基づく内部統制に関する方針と体制を整備する。		指標の現状 準備・手続		
年度別取組内容					
R1(2019)	▶ 情報収集等 国からの技術的助言を踏まえて検討を進めるとともに、内部統制に関する方針等の整備が義務付けられている都道府県および指定都市の取組状況を情報収集した。				
R2(2020)	▶ 内部統制に関する新たな方針の策定と体制の整備 本市が現在実施している内部統制に関する取組に、国の技術的助言を踏まえた必要な対策を取り入れることで、地方自治法に規定する内部統制に関する方針と体制を整備する。				
R3(2021)	▶ 内部統制に関する新たな方針に基づく取組の実施 「内部統制に関する方針」を公表するとともに、全庁的な内部統制および対象事務に関する点検、評価等を実施する。 【指標】 内部統制に関する方針と体制の整備				

²⁸ 内部統制
 組織の内部をコントロールして不祥事や事故を防ぐこと。組織が持続的、安定的に成長するために、内部でコントロール(統制)すること。

(2) 職員の資質向上

Ⅲ-3-(2)-①		業務改善運動の推進		担当	総務課
取組概要	庁内業務改善運動「かんTAN!かいZEN!大作戦!」を実施し、各職場で身近で簡単な業務改善に取り組み、実践事例は庁内に公開するなど、情報共有を図る。また、実践事例の中から、全ての職場で取り組みやすい事例を選び、庁内に実施を呼びかけて、庁内全体での行政サービスの向上、業務の効率化を推進する。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	改善件数120件（各課所室1件以上に相当）		指標の現状		
			平成30年度(2018):全庁80件 令和元年度(2019):全庁62件		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ 庁内業務改善運動の推進</p> <p>庁内業務改善運動「かんTAN!かいZEN!大作戦!」に取り組み、応募事例の中から発表事例を選出し、庁内発表会で発表・紹介・表彰したほか、他の職場でも取り組みやすく、市民サービス向上や業務の効率化につながる事例を「これだけはやってみま賞」事例として選出・表彰して、庁内に周知した。また、各職場でのさらなる業務改善の参考とするため、応募のあった実践事例と表彰結果等をまとめ、「庁内かんTAN!かいZEN!実践事例集」として庁内に周知した。</p> <p>【指標の実績】改善件数62件</p>				
R2(2020)	<p>上記取組を継続する。</p> <p>【指標】改善件数120件</p>				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上				

Ⅲ-3-(2)-②	時代の変化や行政課題に対応できる 人材の育成		担当	人事課
取組概要	取り巻く環境変化に対応し、新たな時代の要請に応える行政運営を進めるための人材育成策と研修体系を構築し、人事評価制度と連携した職員研修等の充実を図る。また、秋田市人材育成基本方針および秋田市職員研修実施計画を見直し、改訂する。(令和3年度(2021)～令和7年度(2025)の5か年方針・計画)			
取組 スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
成果指標	令和2年度(2020)に秋田市人材育成基本方針および秋田市職員研修実施計画の内容を見直し、改訂する。		指標の現状 準備・手続	
年度別取組内容				
R1(2019)	<p>▶ 職員研修実施計画に基づく研修実施 秋田市職員研修実施計画に基づき、職務や能力に応じた研修や県内外の研修機関等への職員派遣を実施するとともに、各部局や職場が主体的に取り組む研修活動を支援した。今年度は、RPA・AIの将来的活用をテーマとした講演会や、障がいの特性などを組織全体で正しく理解し、すべての職員が働きやすい環境づくりを推進するための部局研修などを新たに実施した。</p> <p>▶ 人材育成に関する職員アンケート等の実施 秋田市人材育成基本方針および秋田市職員研修実施計画の改訂に向け、新たな行政課題や情報通信技術の進歩、働き方の見直しといった外部・内部環境の変化を検証するとともに、職員の職務へのやりがいやキャリア形成、研修、職場環境づくりなど人材育成に関する現状や意識を把握する職員アンケートを実施し、人事制度や研修、職場の課題や取組成果等を把握した。</p>			
R2(2020)	▶ 秋田市人材育成基本方針および秋田市職員研修実施計画の改訂 【指標】基本方針および研修実施計画の改訂			
R3(2021)	▶ 研修実施 改訂した基本方針および実施計画に基づく研修事業を実施する。			
R4(2022)	同上			

Ⅲ 組織・執行体制の改革－3 内部統制の推進と職員の資質向上

Ⅲ-3-(2)-③		女性管理職の登用拡大		担当	人事課
取組概要	平成28年(2016)に女性活躍推進法が施行されたことにより、女性の管理職登用や働きやすい職場環境づくりなどに対する社会的要請が高まっており、女性職員のさらなる活躍推進や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発等の取組を実施するほか、将来の管理職を担う人材を育成するため、個々に応じてキャリア形成を考慮した人事運用を行う。				
取組スケジュール	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	▶
成果指標	令和4年度(2022)までに、女性管理職(課長級以上)の割合18.0%を目指す。		指標の現状 平成30年(2018)4月:14.6% 平成31年(2019)4月:15.9%		
年度別取組内容					
R1(2019)	<p>▶ キャリア形成支援・意識改革等 女性職員のさらなる活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの充実に に向けた意識啓発、キャリアアップに向けた研修、職域拡大等による 多様な職務機会の付与などにより、キャリア形成や意識改革を 図るとともに、育児などの状況を考慮した人事運用を行った。 今年度は管理職を対象としたイクボス実践講演会や庁内の男女 共生推進者等を対象とした女性活躍推進講演会を開催した ほか、女性職員を対象とした座談会を実施した。</p> <p>▶ 女性職員の活躍に向けた働きやすい環境づくり 男性職員の育児休業取得率の向上や時間外勤務の縮減等により、 男性も含めた全ての職員の意識啓発を図るとともに、育児・ 介護中職員の時差出勤の試験的实施など、制度面でも充実を 図った。</p> <p>【指標の実績】女性管理職(課長級以上)の割合15.9%</p>				
R2(2020)	上記取組を継続する。				
R3(2021)	同上				
R4(2022)	同上【指標】女性管理職(課長級以上)の割合18%				